

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1300017	厚生労働省、 経済産業省、 環境省	化審法において全ての構成モノマーが登録されているポリマーは登録免除とする改正	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」（平成16年3月25日 薬食発第0325001号、平成16・03・19第3号 環保企発第040325001）	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）」においては、有害な化学物質が環境を經由して人の健康又は動植物の生息・生育に与える影響を未然に防止することを目的に、新規化学物質（高分子化合物を含む）を製造又は輸入しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に必要事項を届け出ることとされている。	c		化学物質の構成モノマーが全て既存化学物質や届出済みの新規化学物質であっても、合成された化学物質は構成モノマーとは別の物質として有害な性質を有する可能性があることから、化審法の目的に照らして、組成が異なるポリマーはそれぞれ新規化学物質としての届出と審査を行うことが必要である。なお、各国の化学物質規制法における新規化学物質（高分子化合物を含む）の取扱いについて、OECD等の場においてその整合化に係る議論が行われており、そこで結論が得られた場合にはそれらを踏まえて再検討することが適当であり、現時点で規制緩和を講じることは時期尚早であると考え。		回答では、OECDにおいて新規化学物質の取扱いに関する整合化の議論が行われているとのことだが、その議論のどのような化学物質に関する取扱いなのか、また、要望にある登録モノマーからなるポリマーの登録免除については議論されているのか 議論の進捗状況 結論が得られるのはいつ頃か について示されたい。	c		OECDの新規化学物質プログラムの活動の一環として、各国の化学物質審査制度において届出が不要な物質や簡易な届出のみで登録可能な物質を整合化するための検討が進められている。ポリマーについても検討対象とされている。 OECD新規化学物質タスクフォースにおいて数度にわたり検討が進められているところ。最終的な結論が得られる時期は不明である。
z1300018	厚生労働省、 経済産業省、 環境省	化学物質の試験方法の国際統一と試験結果の相互認証の促進	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）」においては、新規化学物質を製造又は輸入する場合にはあらかじめ届け出て判定結果を受けることが必要であり、判定において用いられる試験方法及び試験を実施する施設に関する優良試験所基準（GLP）が定められている。試験方法についてはOECDテストガイドラインに、GLPについてはOECD-GLP原則に準拠している。	e		化審法に関連する試験方法、GLPは左記のとおり国際的に調和している。また、これらの試験データの相互受け入れについては、OECDの「化学物質の評価におけるデータ相互受け入れに関する理事会決定」において、OECDテストガイドライン及びOECD優良試験所基準（GLP）に基づいてある加盟国（本プログラムに参加する非加盟国を含む。以下同じ。）で得られた試験データは、他の加盟国の評価においても受け入れられると規定されており、既に対応されているものである。従って、当該事項は事実誤認である。		回答では、試験データが受け入れられるとされているが、例えば、毒性試験においては、化審法では純度が95%未満のものは100%に換算して試験することに対し、OECDでは製品のあるがままの純度にて試験を行っている。すなわち、試験方法において明らかに違いが存在しているが、それに対してどのような見解を示されたい。	c		化審法で定めている試験方法及びOECDテストガイドラインのいずれにおいても、被験物質の純度に関する規定はなく、例えば化審法では、純度が95%未満の製品によって実施された試験結果についても、現状において受け入れている。ただし、純度が低いために届出の対象である化学物質について十分高濃度まで試験が実施されていない試験結果など、化審法の審査における科学的な評価が行えないものについては受け入れていない。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1300017	厚生労働省、 経済産業省、 環境省	化審法において全ての構成モノ マーが登録されているポリマーは 登録免除とする改正	5062	50620001	11	化成品工業協会	1	化審法において全ての構成モノマーが 登録されているポリマーは登録免除とす る改正	化審法におけるポリマーの取扱いにつ いては、一般の化学物質と同様にポリ マーごとに登録することになっていま すが、欧州(EINECS)や米国(TSCA)の制 度と同様に、当該ポリマーの構成モノ マーが既に登録されていれば、新たな登 録が必要でなくなるように改正してい ただきたい		ポリマーは単一モノマーから成るものと 複数のモノマーの組み合わせで構成さ れているものがあり、種類は後者が圧 倒的に多数である。したがって、化審法 では若干の組成の違いでも別のポリ マーとして登録する必要があり、類似ポ リマーの登録数が不必要に多くなって、 事業者のみならず規制側である国にも 過大な負担をかけている。化審法が欧 米制度のように改正されれば、この負担 が大幅に軽減される。	
z1300018	厚生労働省、 経済産業省、 環境省	化学物質の 試験方法の国際統一と試験結果の 相互認証の促進	5062	50620002	11	化成品工業協会	2	化学物質の 試験方法の国際統一と試験結果の相互 認証の促進	化審法に関連して、 化学物質の試験項目・試験方法の国際 的な共通化および 試験結果の世界的な 相互認証を促進していただきたい		産業のグローバル化 に伴って、1つの新規化学物質を上市す る国数が増加し、それにかかる費用と時 間も非常に増大しています。 試験項目と規制にかかる判定基準は各 国の国情によって設定されるべき部分 が多いと考えられるが、試験方法と試験 結果(データ)は国際的に共通化・相互 認証 できる項目であり、産業のグローバル化 に対応して促進されるべきである	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1300006	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除		当省においては、債権譲渡禁止特約の但書きにおいて「信用保証機構協会及び中小企業信用保険法施行令第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあってはこの限りでない。」と ころである。	d		経済産業省など同様の取扱いとしている為特段の対応はしない。		要望者から下記のとおり意見が提出されていることを踏まえ、譲渡禁止特約の解除の対象となる契約及び譲渡対象者（特別目的会社、特定債権等譲受業者等を含む）の更なる拡大の可否について、その理由も含めて、回答いただきたい。 の検討を踏まえ、平成17年度までに措置することの可否について、その理由も含めて、回答いただきたい。 (要望者再意見) 「資産流動化のため、早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約（リース契約等）及び譲渡対象者の拡大（特別目的会社、特定債権等譲受業者等）を望む（なお、経済産業省においては本年7月から譲渡対象者の拡大が行われている）。また、各省庁によって対応が異なり（措置済み、検討中、対応可、対応不可）、前述の要望が実現される形での統一的な対応が望まれる。なお、一部の省庁の回答では「売掛債権担保融資制度」を利用する場合における譲渡禁止特約の解除を行ったことをもって、本要望に対する回答を「現行法制で対応可」等との回答があるが、前述の要望趣旨を踏まえ、再度の回答が望まれる。」	a		役務調達契約及び物品調達契約において経済産業省と同様の債権譲渡禁止特約の解除範囲拡大を今年度中に実施することを予定。
z1300007	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	外国為替及び外国貿易法第26条第1項（外国投資家の定義）、第27条（事前届出）、第55条の5（事後報告）	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める会社については「外国投資家」と規定され、対内直接投資等の事前届出、又は事後報告が義務づけられている。	c	-	(理由) ご指摘の点については、多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得した場合であっても、個々の投資家間の関係がどのようなものであるかについて外形では判断できないことから、適用除外とすることは不相当である。また、仮に、個別に審査することとした場合には、手続が煩雑となり、投資家等の負担となる。 対内直接投資については、国の安全保障等に支障をきたすこととなるおそれがある業種等限られた業種について事前届出制としているが、外国人による企業支配を管理する観点から、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当である。同様に、事後報告についても、国際収支統計や事業所管官庁において取引の実態を把握する観点から外国資本の流入の状況を把握する必要があり、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当である。		要望の趣旨を踏まえ、再度検討されたい。また、手続きの簡素化等についても検討され、示されたい。	c		ご指摘の件については、「外国投資家」が対内直接投資等を行う場合は、外為法27条による事前届出又は同法55条の5による事後報告が義務づけられている。 事前届出制は、国の安全保障等に支障をきたすこととなるおそれがある業種等必要最小限の業種（例えば、武器製造業、核燃料製造業等）について、当該業種を所管する省庁において外国資本（法令上は外国投資家）による経営支配を排除し得るようにする趣旨のもの。 したがって、経営支配の主体となり得る外国投資家についても、単に外国法令に基づいて設立された又は外国に主たる事務所を有する法人といった「非居住性」にのみ着目するに止まらず、国内法人であっても外国資本に支配されている可能性があるものについては、事前届出制の対象業種に含める必要がある。 その際、「支配」の判断については、外国資本が50%以上の株式を占めるか否かとの形式基準に基づいて行うこととしているが、これは、投資家同士がいかなる関係にあるかについて外形では判断しえず、また、経営支配的な投資であるか一般的な投資であるかについて判断することも困難であるからである。仮に個別に審査することとした場合には、手続が煩雑となり、投資家等の負担となる。 また、事後報告制についても、事業所管官庁において、国の安全保障等に支障をきたすこととなるおそれが生じた場合への適切な対応を図る必要性や所管分野における実態把握を必要とする等から、外国資本の流入の状況を把握する必要があり、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当である。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1300006	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除	5039	50390022	11	社団法人 リース事業協会	22	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除	経済産業省など一部の国の機関においては、債権譲渡禁止特約の解除が行われているが、すべての国の機関及び地方自治体においても速やかに債権譲渡禁止特約を解除すること。	企業の資金調達の円滑化が図られる。	債権譲渡禁止特約が資産流動化の適格要件の障害となっている。	
z1300007	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	5039	50390032	11	社団法人 リース事業協会	32	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体または外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める法人に関し、株式公開企業で極めて多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得したことによって、その保有比率合計が50%以上となってしまったような場合には、実質的に外国人が事業を支配している場合に当たらないもので、何らかの適用除外を検討いただきたい。例えば、上場会社の場合、株主1名の議決権比率が20%未満である場合などは、当該法の規制の趣旨の範囲外であり、適用除外とする措置等を検討いただきたい。	適正かつ自由な経済活動の実施	本来この規制は、外国人による日本企業への経営支配を管理するのが目的である。その法の趣旨に鑑みれば、実質的に外国人が支配している場合に当たらないケースでこの規制を適用する必要はないものと考えられる。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1300007	内閣府、総務省、 財務省、文部科学 省、厚生労働省、 農林水産省、経済 産業省、国土交通 省、環境省	外為法に基づく「外国投資家」規制の適 用除外	外国為替及び外国 貿易法第26条 第1項（外国投資 家の定義）、第27 条（事前届出）、第 55条の5（事後報 告）	「外国投資家」の定義のうち、「非 居住者である個人」または「外国法 令に基づいて設立された法人その 他の団体又は、外国に主たる事務 所を有する法人その他の団体」に より直接または間接に保有される 議決権の合計が50%以上を占める 会社については「外国投資家」と規 定され、対内直接投資等の事前届 出、又は事後報告が義務づけられ ている。	c	-	（理由） ご指摘の点については、多数の 外国機関投資家が株式市場で株 式を取得した場合であっても、個々 の投資家間の関係がどのようなも のであるかについて外形では判断 できないことから、適用除外とする ことは不相当である。また、仮に、 個別に審査することとした場合に は、手続きが煩雑となり、投資家等の 負担となる。 対内直接投資については、国の 安全保障等に支障をきたすことにな るおそれがある業種等限られた業 種について事前届出制としている が、外国人による企業支配を管理 する観点から、非居住者等の議決 権比率の合計が50%以上である場 合を対象とすることが適当である。 同様に、事後報告についても、国際 収支統計や事業所管官庁において 取引の実態を把握する観点から外 国資本の流入の状況を把握する必 要があり、非居住者等の議決権比 率の合計が50%以上である場合を 対象とすることが適当である。		要望の趣旨を踏まえ、再度検討さ れたい。また、手続きの簡素化等に ついては検討され、示されたい。	c	ご指摘の件については、「外国投資家」が対 内直接投資等を行う場合は、外為法27条に よる事前届出又は同法55条の5による事後 報告が義務づけられている。 事前届出制は、国の安全保障等に支障をき たすことになるおそれがある業種等必要最小 限の業種（例えば、武器製造業、核燃料製造 業等）について、当該業種を所管する官庁に おいて外国資本（法令上は外国投資家）によ る経営支配を排除し得るようにする趣旨のも の。 したがって、経営支配の主体となり得る外国投 資家についても、単に外国法令に基づいて設 立された又は外国に主たる事務所を有する 法人といった「非居住性」にのみ着目するに 止まらず、国内法人であっても外国資本に支 配されている可能性があるものについては、 事前届出制の対象業種に含める必要がある。 その際、「支配」の判断については、外国資本 が50%以上の株式を占めるか否かとの形式 基準に基づいて行うこととしているが、これ は、投資家同士がいかに関係にあるか について外形では判断しえず、また、経営支配 的な投資であるか一般的な投資であるか について判断することも困難であるからであ る。仮に個別に審査することとした場合には、 手続きが煩雑となり、投資家等の負担となる。 また、事後報告制についても、事業所管官庁 において、国の安全保障等に支障をきたすこ とになるおそれが生じた場合への適切な対応 を図る必要性や所管分野における実態把握 を必要とする等から、外国資本の流入の状 況を把握する必要性があり、非居住者等の議 決権比率の合計が50%以上である場合を対 象とすることが適当である。	
z1300025	全省庁（人事院と 金融庁を除く）	補助金適正化法の運用の一元化	補助金等に係る予 算の執行の適正 化に関する法律第 22条 補助金等に係る予 算の執行の適正 化に関する法律施 行令第14条第1 項第2号	適正化法施行令に基づき財産処分 年限を定めている。	c	、	要望事項における「既存の政令 の廃止」については、補助金等に 係る予算の執行の適正化に関する 法律施行令第14条第1項第2号に おいて「補助金等の交付の目的及 び当該財産の耐用年数を勘案して 各省各庁の長が定める期間・・・」と 定められている限り、廃止するこ とは出来ないものである。 ただし、同種の財産について処分 制限期間を統一すべく、法令等の 改正が行われることとなった場合、 当省の運用面において特段の問題 はないと料される。	大臣官房会計課予算執行係 豊田 03-3581-3351(内線 691 7)	各府省庁において、処分制限期間 が統一されていないことが問題で あり、各府省庁が統一して同じ基準 となるように調整されたい。	c	各府省庁統一基準とするにあって は「措置の概要（対応策）」に記載 のただし書き以降のとおり、統一に 向けた法令等の改正が適切である と考えているところであり、「調整」 にあっては各府省庁で行うものでは なく、法令の所管官庁などが調整 役となるべきもので当省において 回答出来る内容ではないと考えて いる。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z130007	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	5040	50400027	11	オリックス	27	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体または外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める法人に関し、株式公開企業で極めて多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得したことによって、その保有比率合計が50%以上となったような場合には、何らかの適用除外を検討いただきたい。例えば、上場会社の場合、株主1名の議決権比率が20%未満である場合などは、当該法の規制の趣旨の範囲外であり、適用除外とする措置等を検討いただきたい。	適正かつ自由な経済活動の実施	株式公開企業で極めて多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得したことによって、その保有比率合計が50%以上となってしまったような場合に、外国為替及び外国貿易法第27条の事前届出および第55条の5の事後報告を義務付けるのは過剰ではないかと思われる。	
z130025	全省庁（人事院と金融庁を除く）	補助金適正化法の運用の一元化	5094	50940005	11	和歌山県	5	補助金適正化法の運用の一元化	補助金適正化法に基づく処分制限期間については、各府省庁が別途政令で制定するのではなく、財務省令にて、処分制限期間の統一（一本化）を図り、既存の政令は各府省庁において廃止されたい。		・補助金適正化法第22条に基づく財産処分制限期間は、各府省庁の政令により別途定めるとされており、現状では、各府省庁の政令を定める時期によりばらつきが見られ、さらに改正後の但し書きには、財務省令に連動した処分制限期間ではなく、改正後に取得した財産にのみ適用が受けられるように政令で告示されている。国の補助金を活用し、整備したものの（例 鉄筋コンクリート）や購入したものの（パソコン・サーバ）が同じであるにもかかわらず、補助金の種類によって異なる処分制限期間となっている。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1300001	環境省	濃縮温泉水を温泉法に基づく温泉と同 等に取り扱ってもらいたい。	温泉法第2条、第 13条	温泉法第2条により規定された温 泉を公共の浴用又は飲用に供しよ うとする者は、都道府県徒事の許 可を受けなければならない。	c	-	人為的な処理により製造されるい わゆる濃縮温泉水については、そ の製造過程において、性状が大き く変更されることから、温泉法に規 定する温泉には該当しない。 なお、要望理由にあげられてい る、「効果効能」の表示については 温泉法上特段の規定はないことを 申し添える。		要望者は、濃縮温泉を公共の用に 供する温泉として認定されることを 望んでいるものである。 濃縮温泉水は性状が大きく変更さ れるため温泉に該当しないとの回 答であるが、何をもちて性状変更と し、どの程度までの性状変更なら温 泉として認められるのが客観的か つ具体的に示されたい。	c		温泉と異なり濃縮温泉水はその使 用に当たり、何らかの希釈を必要と することが想定されることから、そ の製造を含め、性状が大きく変更さ れていると解し、温泉法に規定する 温泉には該当しないものと考えて いる。 また、濃縮温泉水は他の人工的・ 化学的に作り出された類似の入浴 剤と区別することが困難であり、そ れを温泉法に規定する温泉とする ことは社会的混乱を招く恐れがあ る。 なお、温泉の効果は、温泉の温 度、成分、温泉地の環境、利用者 の生活の状態の変化など総合作用 によるものである。
z1300002	経済産業省、環境 省	レンタカーの乗り逃げ車両のリサイクル 費用（預託金）の費用化	使用済自動車の 再資源化等に関す る法律	来年1月以降、自動車所有者は自 動車リサイクル料金を原則、新車 購入時、継続車検時、また引取時 に預託する義務が生じる。	b		自動車リサイクル料金は、当該車 両が使用済みとなった時点から費 消されるため、その性格上、会計上 の費用処理もその時点となる。レ ンタカーの乗り逃げの場合も、リサ イクル料金は、使用済みとなった際 に、リサイクルにかかる費用として 費消されるシステムとなっている。 しかし、自動車の乗り逃げ、盗難等 の際、当該車両のリサイクル料 金の取扱いについては、今後、整 理を行う必要はあると考えている。		回答では、自動車の乗り逃げ、東 南東の扱いについて、今後整理を 行う必要があるのとことだが、要望 者は、来年の1月より、預託金の支 払い義務を生ずるため、盗難や乗 り逃げなどに対応する必要がある。 来年1月までの対応の可否および それが困難な場合の目標時期を具 体的に示されたい。	b		自動車のリサイクル料金は、当該 車輛が使用済となった時点から費 消されるため、会計上の費用処理 もその時点となる。このため、レ ンタカーの乗り逃げの場合も、リサ イクル料金は当該車輛が使用済と なった際に費消され始めることとな る。 また、自動車の乗り逃げ、盗難等 の際の当該車輛のリサイクル料金 の扱いについては、今後整理を行 う必要があると認識しているが、来 年1月までに整理することは関係省 庁等との調整もあり困難であるた め、概ね平成18年度を目途に検討 していく。 <上記回答後の調整結果> (平成18年度検討、結論)

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1300001	環境省	濃縮温泉水を温泉法に基づく温泉 と同等に取り扱ってほしい。	5008	50080001	11	株式会社 ヒロ	1	濃縮温泉水を温泉法に基づく温泉と同 等に取り扱ってほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ・濃縮温泉水を温泉法 に基づく温泉と同等に扱ってほしい ・濃縮温泉水は、天然温泉を水分のみ蒸発させているので、成分外の損傷は殆どなく、水道水等で希釈するとほぼ源泉成分に戻る。(95%以上) ・現行の温泉法による温泉は、ろ過循環、水による希釈、塩素酸ナトリウム投入も全て温泉と称して許可している。 ・濃縮温泉水は、人為的に手を加えているために「温泉法の範疇にない」とされている。 ・現在の温泉施設の温泉水の大半は人為的に手を加えているがこれは「法」の基の温泉であるとしているが「濃縮温泉水」は認められない。 ・温泉法は、掘削に伴うこと以外に罰則規定がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・濃縮可能な範囲で全国の温泉地において天然温泉を生かして可能な限り「全国温泉シリ-ズ」を作り、濃縮し、コンパクトにして輸送コストを削減し、消費者に確かな温泉の提供をしたい。 ・温泉療法医の要望もあるので、特にアトピー・性皮膚炎の患者さんの自宅での温泉療法と、アフタ-ケア-の役に立ちたい。 ・アトピー・性皮膚炎の患者さんは、ろ過循環し塩素投入した温泉で治療はできない。 ・天然温泉の保護と、本物温泉にこだわりの持って温泉を扱いたい。 ・濃縮温泉の効果効能を消費者に明確に表示し、人々の健康のために本物温泉を提供したい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・濃縮温泉水を温泉療法に取り入れたいのであるが、「濃縮温泉水」は温泉法に基づく温泉でないためにその効果効能を表示できないために医療機関等が導入してくれない。 ・同様の理由で公的機関の導入をしてもらえない。 ・温泉療法医との取り組みで、アトピー・性皮膚炎の自宅温泉治療法目的に使う場合、通常の温泉水を使う場合、一度に大量の温泉を用意しなければならず困難である。この解決策として温泉水を濃縮して輸送できるよう考案した。 ・「濃縮温泉水」を自宅で水道水で希釈して源泉成分に戻すことができ、医学的にも温泉効果を生かすことができる。これが何より重要であるため温泉の効能効果と温泉成分表示を明確にして消費者を安心させたい。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「濃縮温泉水」に関する温泉法の疑義について(照会) 2. 「濃縮温泉水」について(回答) 3. 「濃縮温泉水」に関する温泉法の疑義について(回答) 4. 「濃縮温泉水」に関する温泉法の疑義について(事務連絡) 5. 「濃縮温泉水」について(回答) 6. 「濃縮温泉水」について(回答) 7. 温泉表示に関する実態調査報告書(報道発表資料) 8. 「濃縮温泉水」について(回答) 9. 「濃縮温泉水」について(回答) 10. 景品表示法に基づく対応について(回答) 11. ~ 15. 新聞記事
z1300002	経済産業省、環境省	レンタカーの乗逃げ車両のリサイクル 費用(預託金)の費用化	5015	50150001	11	オリックス・レンタカー株式会 社	1	レンタカーの乗逃げ車両のリサイクル費 用(預託金)の費用化	<p>預託金については、最終所有者が使用済み車両を引き取り業者へ渡したときに費用化ができるがあるが、乗逃げ車両については規程がない。乗逃げの場合は、「乗り逃げ証明」などの方法で抹消し、預託金の費用化を認めてほしい。</p>		<p>乗逃げ車両は、発見されない限り費用化ができないため、永久に預託金が消えない。企業の経理処理として現実とかけ離れた処理であり、不自然である。</p>	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1300003	環境省	産業廃棄物に係る許可権限の市町村 への委譲	廃棄物処理法第14条、第15条、第18条、第19条等	産業廃棄物処理業の許可及び産業廃棄物処理施設の設置許可並びに立入検査、報告徴収、改善命令及び措置命令等の産業廃棄物行政に係る権限は都道府県知事（保健所設置市にあってはその市長。）に委ねられている。	c		産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の設置については、産業廃棄物の処理は広域的な処理を前提として行われていること、産業廃棄物処理施設の設置許可に当たっては周辺地域の生活環境保全を確保する必要があり、かつ相当量の事務負担を要すること等から、都道府県知事（保健所設置市にあっては、市長）による許可制としているところであり、都道府県に準ずる能力を有すると見込まれる保健所設置市以外の市町村に権限を委譲することは適切ではないと考える。		要望者は、下記のとおり再要望している。 ※1、保健所設置市も一般市もその圏域の広さに相違はないので、産業処理が広域処理を前提としていることが一般市への許可権限の委譲ができない理由にはならないと考えます。産業施設が立地する自治体が許可権限を持つことで、地域と協調し共生する施設建設が可能となり適正な維持管理を実現するのではないのでしょうか。社会的にどうしても必要な産業処理施設だからこそ、地域と協調し共生させることが必要です。 2、産業処理が全国どこか、実地的には中国をまで含めて広域化している現実に対応するには、業の許可について都道府県域を事業の範囲とするものと、都道府県を越えるものに対する区分が必要と考えます。 3、一般市に産業許可権限を委譲できない理由が、その広域性がないとすれば問題は「能力」の問題になります。一般市には、産業処理施設の設置や維持管理に付いて事業者の計画を審査し、維持管理を監査し、指導助言し、勧告し改善する能力がないのでしょうか。現在、ほとんどの一般市が大型焼却施設やリサイクルプラザ、最終処分場を自ら設置し維持管理しています。その職員は、日々産業処理施設に関する技術力を蓄積しています。現場を持たない都道府県職員よりも、現場でゴミと格闘し続ける市町村職員の方が、高い技術力と知識を有していることは当然のことです。産業処理施設が、「周辺地域の生活環境保全を確保する必要がある」施設だからこそ、ゴミ処理施設の設置と維持管理のノウハウを持つ一般市こそが許可権限を行使する能力と使命があるのではないのでしょうか。小規模な自治体であっても、清掃施設を設置し維持管理する一部事務組合に許可権限を委任できることとすれば、広域性も能力も全く問題ありません。』 回答によると事務負担が相当あるため都道府県に権限が必要とのことだが、現実に業の対応が追いつかない場合も生じており、県と市町村の間での調整により、業の権限の一部を市町村に委譲することも可能とすることを検討され、示されたい。	要望者は、下記のとおり再要望している。 ※1、保健所設置市も一般市もその圏域の広さに相違はないので、産業処理が広域処理を前提としていることが一般市への許可権限の委譲ができない理由にはならないと考えます。産業施設が立地する自治体が許可権限を持つことで、地域と協調し共生する施設建設が可能となり適正な維持管理を実現するのではないのでしょうか。社会的にどうしても必要な産業処理施設だからこそ、地域と協調し共生させることが必要です。 2、産業処理が全国どこか、実地的には中国をまで含めて広域化している現実に対応するには、業の許可について都道府県域を事業の範囲とするものと、都道府県を越えるものに対する区分が必要と考えます。 3、一般市に産業許可権限を委譲できない理由が、その広域性がないとすれば問題は「能力」の問題になります。一般市には、産業処理施設の設置や維持管理に付いて事業者の計画を審査し、維持管理を監査し、指導助言し、勧告し改善する能力がないのでしょうか。現在、ほとんどの一般市が大型焼却施設やリサイクルプラザ、最終処分場を自ら設置し維持管理しています。その職員は、日々産業処理施設に関する技術力を蓄積しています。現場を持たない都道府県職員よりも、現場でゴミと格闘し続ける市町村職員の方が、高い技術力と知識を有していることは当然のことです。産業処理施設が、「周辺地域の生活環境保全を確保する必要がある」施設だからこそ、ゴミ処理施設の設置と維持管理のノウハウを持つ一般市こそが許可権限を行使する能力と使命があるのではないのでしょうか。小規模な自治体であっても、清掃施設を設置し維持管理する一部事務組合に許可権限を委任できることとすれば、広域性も能力も全く問題ありません。』 回答によると事務負担が相当あるため都道府県に権限が必要とのことだが、現実に業の対応が追いつかない場合も生じており、県と市町村の間での調整により、業の権限の一部を市町村に委譲することも可能とすることを検討され、示されたい。	c	産業廃棄物処理法の許可権限は、適正処理を監視する監督権限と表裏の関係にあり双方に責任を持って行使する必要があるが、いずれの権限についても相当程度の事務負担を要しているところである。こうした事務を負担するに当たって、保健所設置市と一般市とでその有する行政規模や行政権限に照らすと、相違がないとは認められない。また、産業廃棄物処理行政においては、御指摘のとおり現場に即応して対応することが非常に重要であるが、都道府県による許可制の下で、出先機関等を活用し、関係市町村と連携することにより効果的に実現できるものだと考える。一方、近年は、広域的な不適正処理への対応等のため国の役割を強化する必要性が指摘されていることを受け、国による緊急時の調査権や広域的な調整に係る規定が創設されたところであり、都道府県を越える事業に対しては、これらに規定された国の役割を果たしていくことが重要であると考えます。
z1300004	環境省	廃棄物処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)の定める「廃棄物」概念及び運用の見直し	廃棄物処理法第2条	廃棄物の定義については、平成11年の最高裁決定を踏まえ、廃棄物とは「自ら利用し又は他人に有償で譲渡することができないために事業者にとって不要になった物をいし、これに該当するかどうかは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して決する」こととしている。	c		リサイクルを行うとしても、再生前の原料として取り扱うものが廃棄物である以上、排出から再生品として売却、利用されるまでの過程においては、そんざいに扱われることにより生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるため、廃棄物処理法の適用を除外することは不適当である。御要望にいう「新たな廃棄物の定義の策定や運用の見直し」の具体的内容は不明であるが、むしろリサイクル名目での不適正処理事案が後を絶たないのが現状であることにかんがみると、リサイクルする者及びその方法とリサイクルされる物とをセットにした、許可の特例制度（再生利用認定制度・広域認定制度など）を活用することにより、適切な廃棄物処理・リサイクルを推進していくべきと考える。		回答は、「無価値＝廃棄物」と単純に規定しているが、建設工事におけるコンクリート塊や廃材等、確実にリサイクルされることを条件に当該無価値物を廃棄物の扱いから除外することができれば、当該無価値物の運搬、保管が容易になり、リサイクル促進に寄与できる。こうした観点から対応できることについて再検討願いたい。	c	廃棄物であるか否かは、取引価値の有無のみならず、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものとしているところである。このような判断の結果廃棄物に該当する場合は、前回お答えしたとおり、リサイクルを行うことをもって、その物が不要物であることが変わるものではないことから、保管や運搬が容易になることによるコスト軽減のみに着目して廃棄物処理法の適用除外とすることは適当とは言えず、むしろ廃棄物として必要な部分に必要な規制を及ぼし良質なリサイクル市場を確立していくことが適切と考える。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1300003	環境省	産業廃棄物に係る許可権限の市町村への委譲	5023	50230002	11	愛知県津島市	2	産業廃棄物に係る許可権限の市町村への委譲	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による産業廃棄物の処理に係る包括的な権限を市町村に委譲しようというもの		<p>廃棄物処理法は、一般廃棄物を市町村、産業廃棄物を都道府県と所管を区分しているが、ごみ問題の大きなウェイトを占める産業廃棄物の不適正な、あるいは不法な処理・処分の原因のひとつは、現場を抱え市民の第一報を受ける市町村に権限も機能もなく、都道府県が対応を始めたときには取り返しのつかないほど事態が深刻化することにあると考えられる。</p> <p>廃棄物の不適正・不法な処理によって煤塵、悪臭、土壌・地下水汚染など深刻な生活環境の汚染に苦しんでいる住民を前に現行法の下では市町村は対応ができないが、市町村にその権限を与えることによって環境被害を迅速に処理することができる。</p> <p>都道府県には、産業廃棄物の市町村域を超えた収集運搬・処理処分の流れ全般を管轄し、個別の処理施設等については市町村が管轄することが実態に適した責務の分担であるといえる。</p>	
z1300004	環境省	廃棄物処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)の定める「廃棄物」概念及び運用の見直し	5028	50280013	11	社団法人 関西経済連合会	13	廃棄物処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)の定める「廃棄物」概念及び運用の見直し	廃棄物処理法の定める「廃棄物」概念について、「有価物」に拘泥せず、一定の実態要件の下で規制緩和し、リサイクルの効率的な推進のための条件整備を図る。		<p>従来、行政は、一般に売却できなければ全て廃棄物処理法の定める「廃棄物」として取り扱うとする「有価物説」を採用してきたため、これが、リサイクルを進める場合の収運や処理に際して制約となってきた。</p> <p>しかし、再生資源として扱われるものであれば、例え有価でなくとも「事前選別事実の存在」「実際の再生実績」など脱法行為を抑えるための一定の実態要件の検証が可能であれば、再生資源としての実態を反映して、新たな「廃棄物」定義の策定や運用の見直しが可能であると考えられる。</p>	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1300005	経済産業省、環境省	解撤等のために輸出される船舶のバーゼル法に基づく輸出手続きの廃止	「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」 「特定有害物質等の輸出入等の規制に関する法律」 「解撤等を行うために輸出される船舶の輸出承認について」（環水企第203号、衛産第35号、11立環指第5号）	船舶法第1条に規定する日本船舶であって、次の及びの要件を同時に満たす船舶は、バーゼル法第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等に該当するため、輸出入貿易管理令別表第2の35の2の項(1)に掲げる貨物となる。 解撤等による金属の回収等、バーゼル条約附属書に掲げる処分作業を行うために輸出される船舶 石綿又はPCB等バーゼル条約附属書に掲げる物質を船舶本体に含有することによりバーゼル法第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等に該当することとなった船舶 したがって、当該船舶の輸出をしようとする者は、当該船舶が仕向地まで自航されるものであるか、曳航等により運搬されるものであるかを問わず、バーゼル法第4条第1項の規定により外国為替及び外国貿易法第48条第3項の規定による輸出の承認を受ける必要がある。	c	-	我が国においては、船舶のうち有害物質を有するものが、解撤を目的として国境を越える移動がなされる場合、当該有害物質の処分を目的の一つとしている場合には、バーゼル条約の対象になるとみられている。有害物質の種類・分量が分からぬまま他国に輸出される場合、当該物質の適正な処理の実施が困難となることは明白であり、輸入国における環境汚染を引き起こしかねない。そのためバーゼル条約でも廃棄物の名称や重量等の情報を関係国に提供することを義務付けているところであり、船舶内の有害物質の種類・分量を全て把握することが困難、という理由で、バーゼル法等の手続を行わずに輸出することは、人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とし、特定有害廃棄物等の国内処理の原則を掲げるバーゼル法やバーゼル条約の趣旨に合致しない。 バーゼル条約は、有害物質の除去を義務付けているものではない。また、バーゼル法で規制対象となる船舶について、解撤目的の輸出が不可能なのはなく、バーゼル法の手続を経れば可能であることから、同法に基づく手続を踏まれるようお願いする。	審査者より、以下の追加意見あり。 このままでは船舶解撤を円滑に行えないことを強く危惧している点を踏まえ、再検討願いたい。 「解撤船舶の輸出はバーゼル法の手続を経れば可能とこのことだが、バーゼル法は有害物質の移動を抑制する法律のため極めて煩雑な手続きが要求され、船舶に当て嵌めた場合実質的に日本籍船舶の輸出は不可能となる。まず、これまでに運送された船舶に含まれる有害物質の種類・分量については造船所にも記録が残されておらず正確に把握することはできない。次に、バーゼル条約を厳格に適用した場合輸入国から有害物質の除去が求められる可能性も十分予想されるが、構造・設備機器に含まれる有害物質を分離・除去することは船舶の安全運航を脅かすこととなる。現在大型船舶を解撤できる国は世界でも限られていることから無理やり解撤船舶の輸出を抑制した場合、解撤されるべき老朽船舶が市場に滞留することになり却って深刻な環境汚染を引き起こすことが考えられる。また、船舶はその9割以上が再利用・再使用されるリサイクルの産物であり、輸出入を規制すべき有害廃棄物とは性格が異なるものである。主要リサイクル品の現状をみても船舶解撤業が一大地域産業を形成するとともに船舶自体を有害廃棄物とはみなしていない。リサイクル国での環境・労働安全問題の改善が必要などは認識するが、単に「船舶の国境を超える移動を管理・禁止」することで解決できるものではない。船舶解撤はバーゼル条約の概念にない多数の利害関係者/考え方が含まれる複雑な経済活動であり、そのため、船舶の建造時から解撤国への船舶の最終航海の安全性までを考慮した改善策が国際海事機関(IMO)で検討されているところである。バーゼル条約締約国会議でもIMOとの協議の必要性が認識されており、船舶を条約の対象とするかについて明確な結論は出されていない。このような状況下、船舶を同条約の対象とすることをいって多くの国がそれを見守りつつ対応のタイミングを伺っているが、平成11年5月、わが国は十分に関係者の意見も聞かず適用の判断を行い、実質的に日本籍船舶の輸出が不可能となる通達を発出した。本通達は、日本籍船につきまとうハンディキャップとして、日本籍船減少の理由のひとつとなっている。従って、日本籍船の円滑な解撤を確保し、より環境に優しい船舶への転換を促進するため	審査者より、以下の追加意見あり。 このままでは船舶解撤を円滑に行えないことを強く危惧している点を踏まえ、再検討願いたい。 「解撤船舶の輸出はバーゼル法の手続を経れば可能とこのことだが、バーゼル法は有害物質の移動を抑制する法律のため極めて煩雑な手続きが要求され、船舶に当て嵌めた場合実質的に日本籍船舶の輸出は不可能となる。まず、これまでに運送された船舶に含まれる有害物質の種類・分量については造船所にも記録が残されておらず正確に把握することはできない。次に、バーゼル条約を厳格に適用した場合輸入国から有害物質の除去が求められる可能性も十分予想されるが、構造・設備機器に含まれる有害物質を分離・除去することは船舶の安全運航を脅かすこととなる。現在大型船舶を解撤できる国は世界でも限られていることから無理やり解撤船舶の輸出を抑制した場合、解撤されるべき老朽船舶が市場に滞留することになり却って深刻な環境汚染を引き起こすことが考えられる。また、船舶はその9割以上が再利用・再使用されるリサイクルの産物であり、輸出入を規制すべき有害廃棄物とは性格が異なるものである。主要リサイクル品の現状をみても船舶解撤業が一大地域産業を形成するとともに船舶自体を有害廃棄物とはみなしていない。リサイクル国での環境・労働安全問題の改善が必要などは認識するが、単に「船舶の国境を超える移動を管理・禁止」することで解決できるものではない。船舶解撤はバーゼル条約の概念にない多数の利害関係者/考え方が含まれる複雑な経済活動であり、そのため、船舶の建造時から解撤国への船舶の最終航海の安全性までを考慮した改善策が国際海事機関(IMO)で検討されているところである。バーゼル条約締約国会議でもIMOとの協議の必要性が認識されており、船舶を条約の対象とするかについて明確な結論は出されていない。このような状況下、船舶を同条約の対象とすることをいって多くの国がそれを見守りつつ対応のタイミングを伺っているが、平成11年5月、わが国は十分に関係者の意見も聞かず適用の判断を行い、実質的に日本籍船舶の輸出が不可能となる通達を発出した。本通達は、日本籍船につきまとうハンディキャップとして、日本籍船減少の理由のひとつとなっている。従って、日本籍船の円滑な解撤を確保し、より環境に優しい船舶への転換を促進するため	バーゼル条約では、特定有害廃棄物等を輸出する際の関係国への事前通告・同意取得、環境上適正な処理がされることの確認のほか、移動書類の携帯を義務付けている。バーゼル法は有害物質の移動を抑制する法律のため極めて煩雑な手続きが要求されることだが、同法は、バーゼル条約上の最低限の要求を満たしているものであり、これ以上の手続きの簡素化は同条約に反することとなり不可能である。 また、これまでに運送された船舶に含まれる有害物質の種類・分量については造船所にも記録が残されておらず正確に把握することはできないことだが、アスベストやPCBなど含まれていると考えられる有害物質や、それらが含まれていると考えられる場所を特定し、試験・分析を行って有害物質の含有状況を把握することは可能であると思料。 アスベストやPCBなどの危険物質の種類・分量が分からぬまま他国に輸出される場合、当該物質の適正な処理の実施が困難となることは明白であり、輸入国における環境汚染を引き起こしかねない。そのためバーゼル条約でも廃棄物の名称や重量等の情報を関係国に提供することを義務付けているところであり、船舶内の危険物質の種類・分量を全て把握することが困難、という理由で、バーゼル法等の手続を行わずに輸出することは、人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とし、特定有害廃棄物等の国内処理の原則を掲げるバーゼル法やバーゼル条約の趣旨に合致しない。 また、これまでのバーゼル条約締約国会議においては、解撤船舶の取扱いについてIMO、ILOを交えた議論が行われているが、今のところ結論は見えていない状況であり、現行のバーゼル条約及びバーゼル法で解釈し得る措置を行うことが必要と思料。 バーゼル条約は、有害物質の除去を義務付けているものではない。また、バーゼル法で規制対象となる船舶について、解撤目的の輸出が不可能なのはなく、バーゼル法の手続を経れば可能であることから、同法に基づく手続を踏まれるようお願いする。		
z1300008	環境省	産業廃棄物で業種指定により一般廃棄物となるものの業種指定の撤廃	廃棄物処理法第2条第4項、廃棄物処理法施行令第2条	廃棄物のうち、産業廃棄物に該当するものについては、廃棄物処理法第2条第4項及び廃棄物処理法施行令第2条において規定されているが、そのうち紙くず、木くず及び繊維くず等については、一定の業種から排出されたもののみ産業廃棄物と扱うこととされている。	c		廃棄物処理法においては、事業活動に伴い排出される廃棄物のうち多量発生性や有害性等の観点から、汚染者負担原則に立ち、排出事業者責任により処理すべきものを産業廃棄物としている。このように処理責任に着目した廃棄物処理法上での区分にかんがみると、同一性状であることをもって処理の責任主体までを同一とするものは排出事業者責任をあいまいにするものであり適切ではないと考える。なお、平成15年廃棄物処理法改正により、産業廃棄物処理施設設置者が、その施設において処理を行っている産業廃棄物と同様の性状の一般廃棄物を、都道府県知事等への届出により受け入れることのできる特例が設けられており、この特例を利用することにより産業廃棄物処理施設において一般廃棄物である木くずを受け入れることは可能である。	要望者は再資源化やリサイクル処理促進の観点から一般廃棄物となる木製家具や廃棄製パレット等を産業廃棄物として積極的に処理したいものであり、再検討願いたい。 また、「特例制度」においては、設置許可の緩和のみならず、「業許可」及び「収集運搬」についても緩和すべく検討願いたい。	処理責任に着目した一般廃棄物・産業廃棄物の区分を維持し、その下での適正な廃棄物処理・リサイクルを行っていただくことにより、それぞれの処理責任を果たしていくことが重要であり、一般廃棄物・産業廃棄物の区分に関わらず、適切なリサイクルを推進していくべきであると考える。			

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1300005	経済産業省、環 境省	解撤等のために輸出される船舶の バーゼル法に基づく輸出手続きの 廃止	5031	50310007	11	社団法人日本船主協会	7	解撤等のために輸出される船舶のバー ゼル法に基づく輸出手続きの廃止	現在「特定有害物質等の輸出入等の規 制に関する法律」(以下、バーゼル法)を 所管する各省庁は、平成11年5月の通 達により、解撤等を目的とした日本籍船 の輸出について当該船舶がアスベスト 等の有害廃棄物を含む場合、輸出申請 等の手続きが必要としている。このバー ゼル法に基づいた輸出申請等手続きの 廃止を要望する。		有害廃棄物の“国境を越える移動”の管理に基づく バーゼル条約は、国境を越えて自由に活動する“ 船舶”について全く考慮されておらず、同条約を無 理やり船舶に適用した場合多くの問題が発生するた め、現在もそれを対象とするかどうか自体が議論さ れている。実際に、同条約を船舶に適用した場合、 廃棄物と何ら関係のない「寄港国」が「輸出国」にな る等実効上の問題が発生する。また、解撤ヤードま で自力航行する船舶に同条約が実質上求める危険 物質の除去を要求することは航行安全上危険であ り海難事故の危険性が高まることは環境保全上も 好ましいことではなく、解撤船の移動を禁じるに等し い。現在主要解撤国以外の国は大型解撤施設を有 しないことから、解撤船の輸出禁止は、船舶の円滑 な解撤が阻害されることを意味する。さらに、船舶 の解撤は旗国や寄港国をはじめバーゼル条約の概 念にない多数の利害関係者が含まれる複雑な経済 活動であり、単に「船舶の国境を越える移動を管 理・禁止」することで解決できるものではない。その ため、船舶の建造時から解撤国への最終航海まで の船舶のライフサイクルを考慮した改善策が国際 海事機関(IMO)で検討されており、バーゼル条約も IMOと協調しつつ議論を継続することとしている。こ のような状況下、船舶を同条約の対象とすることに ついて多くの国が慎重な対応をとっている中、わが 国では、平成11年5月の通達により実質的に日本 籍解撤船の輸出が不可能となっており、日本籍船に 係る過剰な規制のひとつとなっている。従って、日 本籍船の円滑な解撤を確保し、より環境に優しい船 船への代替を促進するために同通達の廃止を求め る。	
z1300008	環境省	産業廃棄物で業種指定により一般 廃棄物となるものの業種指定の撤 廃	5039	50390040	11	社団法人 リース事業協会	40	産業廃棄物で業種指定により一般廃棄 物となるものの業種指定の撤廃	業種指定により、取扱が産業廃棄物か 一般廃棄物か区分されるもの(木屑・織 維屑等)について、指定業種以外から発 生した廃棄物でも事業活動により生じた 廃棄物は、産業廃棄物として処理するこ とを可とすべきである。具体的には、現 行法では一般廃棄物となる、リースされ ていた木製家具や、倉庫から排出され る廃木製パレット等について、産業廃棄 物として処理することを認めるべきであ る。	一般廃棄物は自治体に処理責任があ り、自治体の計画・裁量の下で処理がな されるが、収集運搬の方法、処理方法 等が事業者ニーズに合致していないこと がある。産業廃棄物の場合、基本的 には民間の収集運搬・処理施設を利用す るため、利用者(排出事業者)の利便性 が高まり、合理的な処理が可能となる。 また、ここで問題としているような木製家 具・木パレット等は、行政の処分場で処 理する場合には、焼却もしくは破砕埋立 となるが、民間の処理施設であれば、 チップ化等再資源化技術を導入してい るところが多く、リサイクル処理も促進で きる。	リース終了物件を廃棄するに当たり、リース終了物件は「リー ス業」という事業活動の結果生じる廃棄物のため、産業廃棄 物に該当すると考えられるが、木製家具等は一般廃棄物に 該当するため、一般廃棄物処理委託基準に従って処理する ことが求められる。具体的には、一般廃棄物収集運搬業者 による収集・運搬と、行政が運営する一般廃棄物処理場(焼 却施設)へ搬入することが求められるが、搬入に当たり容量 制限等があり(例50cm角に切断のこと等)、実際に持ち込む ことが困難である。(産業廃棄物の場合には、業者側で破砕 等を行うため、排出者側で作業をする必要が生じることが殆 どない。)実際に、事業に利用していた木製家具等の処理を 行政が受けるかどうか(受けられるかどうか)は、各自治体の 判断を仰がざるをえず、リース物件の様に全国各地に点在し ている物件の処理を適正に進めることは困難である。また、 他の産業廃棄いとなる機器等とあわせて移動することが多く、 一般廃棄物に該当する分だけを分けて排出することが難し い。以上に鑑みると、業種指定をはずし事業活動から発生す る廃棄物については、すべて産業廃棄物としての取扱も可能 とすべきである。産業廃棄物法において、産業廃棄物は事業 活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定められたものをい い、一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物であると定義さ れているが、産業廃棄物で品目指定されているものうち、 紙屑・木屑・繊維屑等については業種指定があるため、指定 業種以外から排出されるものについては「一般廃棄物」と定 義されることになる。(法第2条、令第2条参照)産業廃棄物の処理 責任について、事業活動に伴って生じた廃棄物は事業者が 自らの責任において処理することが求められ(法第3条)、産 業廃棄物は自ら処理するか(法11条)、委託基準に従って許 可業者等へ委託することが求められる(法12条3項)。一方、 一般廃棄物の処理責任は市町村にあり(法6条の2)、市町村 の自治事務とされている。実際には、各市町村の処理計画・ 施設計画のもと市町村が収集運搬方法を定め、処理施設を 設置・運営している。本要望が今般問題となるのは、昨年の 法改正により、「一般廃棄物処理委託基準」が新設されたた めである。(法6条の2、6項)リース終了後の木製家具等は、 法改正以前から「一般廃棄物」に該当はしていたが、委託基 準がなかったため罰則等がかかることはなかった。しかし、 一般廃棄物処理委託基準の策定により、木製家具等を産廃 扱いして処分することが委託基準違反となり、罰則がかかるよ	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1300008	環境省	産業廃棄物で業種指定により一般廃棄物となるものの業種指定の撤廃	廃棄物処理法第2条第4項、廃棄物処理法施行令第2条	廃棄物のうち、産業廃棄物に該当するものについては、廃棄物処理法第2条第4項及び廃棄物処理法施行令第2条において規定されているが、そのうち紙くず、木くず及び繊維くず等については、一定の業種から排出されたもののみ産業廃棄物と扱うこととされている。	c		<p>廃棄物処理法においては、事業活動に伴い排出される廃棄物のうち多量発生性や有害性等の観点から、汚染者負担原則に立ち、排出事業者責任により処理すべきものを産業廃棄物としている。このように処理責任に着目した廃棄物処理法上での区分にかんがみると、同一性状であることをもって処理の責任主体までを同一とすることは排出事業者責任をあいまいにするものであり適切ではないと考える。なお、平成15年廃棄物処理法改正により、産業廃棄物処理施設の設置者が、その施設において処理を行っている産業廃棄物と同様の性状の一般廃棄物を、都道府県知事等への届出により受け入れることのできる特例が設けられており、この特例を利用することにより産業廃棄物処理施設において一般廃棄物である木くずを受け入れることは可能である。</p>		<p>要望者は再資源化やリサイクル処理促進の観点から一般廃棄物となる木製家具や廃棄製パレット等を産業廃棄物として積極的に処理したいものであり、再検討願いたい。</p> <p>また、「特別制度」においては、設置許可の緩和のみならず、「業許可」及び「収集運搬」についても緩和すべく検討願いたい。</p>	c		<p>処理責任に着目した一般廃棄物・産業廃棄物の区分を維持し、その下での適正な廃棄物処理・リサイクルを行っていただくことにより、それぞれの処理責任を果たしていくことが重要であり、一般廃棄物・産業廃棄物の区分に関わらず、適切なりサイクルを推進していくべきであると考え。</p>
z1300009	環境省	他県からの廃棄物持込に際して必要な事前協議の廃止・簡素化	なし	廃棄物処理法においては、都道府県境を超える廃棄物の移動は制限されていない。	d		<p>廃棄物処理法においては、都道府県境を超える廃棄物の移動は制限されており、都道府県において検討されるべきものである。</p>		<p>廃棄物処理法による規制は無いとの回答であるが、各都道府県においては、条例等により他府県からの廃棄物持込を規制しているのが現状である。</p> <p>要望者は廃棄物の効率的な処理促進の観点から、複数県を単位とする「経済ブロック」内において移動の迅速化を求めているもの。この観点で、貴省から各都道府県に対して事前協議の廃止・簡素化を指導・助言する等、検討願いたい。</p>	d		<p>廃棄物処理法と地方公共団体の条例、行政指導等との関係については法律の趣旨を逸脱しないか常に注視しているところである。産業廃棄物については、廃棄物担当部局長会議等の場を通じて、都道府県に対し廃棄物処理法の定める規制を超えるような要綱については必要な見直しを行うなど法の趣旨に則った行政運用をお願いしてきているところであり、今後とも個別の事案に即して必要な対応を行っていきたい。</p>

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1300008	環境省	産業廃棄物で業種指定により一般廃棄物となるものの業種指定の撤廃	5040	50400036	11	オリックス	36	産業廃棄物で業種指定により一般廃棄物となるものの業種指定の撤廃	業種指定により、取扱が産業廃棄物か一般廃棄物か区分されるもの(木屑・繊維屑等)について、指定業種以外から発生した廃棄物でも事業活動により生じた廃棄物は、産業廃棄物として処理することを可とすべきである。具体的には、現行法では一般廃棄物となる、リースされていた木製家具や、倉庫から排出される廃木製パレット等について、産業廃棄物として処理することを認めるべきである。	一般廃棄物は自治体に処理責任があり、自治体の計画・裁量の下で処理がなされるが、収集運搬の方法、処理方法等が事業者ニーズに合致していないことがある。産業廃棄物の場合、基本的には民間の収集運搬・処理施設を利用するため、利用者(排出事業者)の利便性が高まり、合理的な処理が可能となる。また、ここで問題としているような木製家具・木パレット等は、行政の処分場で処理する場合には、焼却もしくは破砕処理となるが、民間の処理施設であれば、チップ化等再資源化技術を導入しているところが多く、リサイクル処理も促進できる。	リース終了物件を廃棄するにあたり、リース終了物件は「リース業」という事業活動の結果生じる廃棄物のため、産業廃棄物に該当すると考えられるが、木製家具等は一般廃棄物に該当するため、一般廃棄物処理委託基準に従って処理することが求められる。具体的には、一般廃棄物収集運搬業者による収集・運搬と、行政が運営する一般廃棄物処理場(焼却施設)へ搬入することが求められるが、搬入にあたり容量制限等があり(例50cm角に切断のことで)、実際に持ち込むことが困難である。(産業廃棄物の場合には、業者側で破砕等を行うため、排出者側で作業をする必要が生じることは殆どない。)実際に、事業に利用していた木製家具等の処理を行政が受けるかどうか(受けられるかどうか)は、各自治体の判断を仰がざるをえず、リース物件の様全国各地に点在している物件の処理を適正に進めることは困難である。また、他の産業廃棄物となる機器等とあわせて移動することが多く、一般廃棄物に該当する分だけを分けて排出することが難しい。以上に鑑みると、業種指定をはずし事業活動から発生する廃棄物については、すべて産業廃棄物としての取扱も可能とすべきである。	
z1300009	環境省	他県からの廃棄物持込に際して必要な事前協議の廃止・簡素化	5039	50390041	11	社団法人 リース事業協会	41	他県からの廃棄物持込に際して必要な事前協議の廃止・簡素化	自治体によって制定している他県からの産業廃棄物の持ち込みに際しての事前協議制度を廃止、もしくは手続きを簡素化していただきたい。簡素化とは、例えば、「県」単位ではなく、複数県をくくって「経済ブロック」単位での移動とする・県によって異なる事前届け出内容を統一化するなどである。持ち込み制限は、廃棄物処理法上で明記されたものではないが、東京・神奈川など少数を除く殆どの自治体(県)で、何らかの制限がなされている。多くは、行政裁量の範囲内でなされ、要領レベルで規定しているが、環境条例で定めている自治体もある。制限方法としては、廃棄物の種類や処理方法を指定して、一部のもののみ、自治体への事前届出を求める内容が多い。持込量・搬入先・搬入先の処分方法・処理能力等を届け出、県の承諾が得られた場合のみ持込が許可されるもの。	リサイクルや高度な廃棄物処理の促進が図られる。	事前協議による持込制限の実施には、廃棄物は「迷惑なもの」「環境に悪いもの」であり他の生活圏から自分の生活圏へ持ち込まれることを阻止したいという意識や、他の地域から出た廃棄物を自らの生活圏で処理されることへの抵抗感が根底にある。実際、適正な廃棄物処理をしながら不法投棄される廃棄物が流入したり、必要以上の移動による環境影響を考えると、事前協議制度にも意義は認められる。しかし、特別の技術のある処理場は全国各地・各県に満遍なく存在しているわけではなく、よりよい廃棄物処理を追求すると、ある程度廃棄物の広域移動は必要不可欠であるが、これを「県」という比較的狭い行政範囲で規定することは、経済活動の流れにそぐわないものである。特に、(リース物件のように)同一のものが全国に点在している場合で、効率的かつリサイクル等高度な処理を行う回収・処理システムを構築しようとする、同一県内の活動では取まらないことが多い、排出事業者責任をまっとうし、環境影響が軽減されるような処理を希求して、このような回収・処理システムを構築することは、循環型社会形成の観点からも意義があることであり、本来は促進されるべきものである。また、県レベルで協議内容等も異なるため、全国共通のシステム構築の際に、確認作業・協議事務等も大変煩雑となってしまふ。冒頭に述べた、「迷惑なもの」の流入に対しては、昨年「産業廃棄物」の導入がすすめられており、経済的規制によってのコントロールも可能であること、事前協議と産業廃棄物で同一目的に対して二重の規制となることから、撤廃・軽減を検討すべきである。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1300009	環境省	他県からの廃棄物持込に際して必要な 事前協議の廃止・簡素化	なし	廃棄物処理法においては、都道府 県境を超える廃棄物の移動は制限 されていない。	d		廃棄物処理法においては、都道府 県境を超える廃棄物の移動は制限 されておらず、都道府県の定める要 領、環境条例は、都道府県におい て検討されるべきものである。		廃棄物処理法による規制は無いと の回答であるが、各都道府県にお いては、条例等により他府県から の廃棄物持込を規制しているのが 現状である。 要望者は廃棄物の効率的な処理 促進の観点から、複数県を単位と する「経済ブロック」内において移 動の迅速化を求めているもの。この 観点で、貴省から各都道府県に対 して事前協議の廃止・簡素化を指 導・助言する等、検討願いたい。	d		廃棄物処理法と地方公共団体の条 例、行政指導等との関係について は法律の趣旨を逸脱しないか常に 注視しているところである。産業廃 棄物については、全国の廃棄物担 当部局長会議等の場を通じて、都 道府県に対し廃棄物処理法の定め る規制を超えるような要綱について は必要な見直しを行うなど法の趣 旨に則った行政運用をお願いして きているところであり、今後とも個 別の事案に即して必要な対応を 行っていきたい。
z1300009	環境省	他県からの廃棄物持込に際して必要な 事前協議の廃止・簡素化	なし	廃棄物処理法においては、都道府 県境を超える廃棄物の移動は制限 されていない。	d		廃棄物処理法においては、都道府 県境を超える廃棄物の移動は制限 されておらず、都道府県の定める要 領、環境条例は、都道府県におい て検討されるべきものである。		廃棄物処理法による規制は無いと の回答であるが、各都道府県にお いては、条例等により他府県から の廃棄物持込を規制しているのが 現状である。 要望者は廃棄物の効率的な処理 促進の観点から、複数県を単位と する「経済ブロック」内において移 動の迅速化を求めているもの。この 観点で、貴省から各都道府県に対 して事前協議の廃止・簡素化を指 導・助言する等、検討願いたい。	d		廃棄物処理法と地方公共団体の条 例、行政指導等との関係について は法律の趣旨を逸脱しないか常に 注視しているところである。産業廃 棄物については、全国の廃棄物担 当部局長会議等の場を通じて、都 道府県に対し廃棄物処理法の定め る規制を超えるような要綱について は必要な見直しを行うなど法の趣 旨に則った行政運用をお願いして きているところであり、今後とも個 別の事案に即して必要な対応を 行っていきたい。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1300009	環境省	他県からの廃棄物持込に際して必要な事前協議の廃止・簡素化	5040	50400037	11	オリックス	37	他県からの廃棄物持込に際して必要な事前協議の廃止・簡素化	自治体によって制定している他県からの産業廃棄物の持ち込みに際しての事前協議制度を廃止、もしくは手続きを簡素化していただきたい。簡素化とは、例えば、「県」単位ではなく、複数県をくっつけて「経済ブロック」単位での移動とする・県によって異なる事前届け出内容を統一化するなどである。持ち込み制限は、廃棄物処理法上で明記されたものではないが、東京・神奈川など少数を除く殆どの自治体(県)で、何らかの制限がなされている。多くは、行政裁量の範囲内でなされ、要領レベルで規定しているが、環境条例で定めている自治体もある。制限方法としては、廃棄物の種類や処理方法を指定して、一部のもののみ、自治体への事前届出を求める内容が多い。持込量・搬入先・搬入先の処分方法・処理能力等を届け出、県の承諾が得られた場合のみ持込が許可されるもの。	リサイクルや高度な廃棄物処理の促進が図られる。	事前協議による持込制限の実施には、廃棄物は「迷惑なもの」「環境に悪いもの」であり他の生活圏から自分の生活圏へ持ち込まれることを阻止したいという意識や、他の地域から出た廃棄物を自らの生活圏で処理されることへの抵抗感が根底にある。実際、適正な廃棄物処理を装いながら不法投棄される廃棄物が流入したり、必要以上の移動による環境影響を考えると、事前協議制度にも意義は認められる。しかし、特別の技術のある処理場は全国各地・各県に満遍なく所在しているわけではなく、よりよい廃棄物処理を追求すると、ある程度廃棄物の広域移動は必要不可欠であるが、これを「県」という比較的狭い行政範囲で規定することは、経済活動の流れにそぐわないものである。特に、(リース物件のように)同一のものが全国に点在している場合で、効率的かつリサイクル等高度な処理を行う回収・処理システムを構築しようとする。同一県内の活動では取まらないことが多い。排出事業者責任をまっとうし、環境影響が低減されるような処理を希求して、このような回収・処理システムを構築することは、循環型社会形成の観点からも意義があることであり、本来は促進されるべきものである。また、県レベルで協議内容も異なるため、全国共通のシステム構築の際に、確認作業・協議事務等も大変増えようとする。冒頭に述べた、「迷惑なもの」の流入に対しては、昨年「廃棄物税」の導入がすすめられており、経済的規制によってのコントロールも可能であること、事前協議と廃棄物税で同一目的に対して二重の規制となることから、撤廃・軽減を検討すべきである。	
z1300009	環境省	他県からの廃棄物持込に際して必要な事前協議の廃止・簡素化	5078	50780022	11	(社)日本経済団体連合会	22	都道府県等による事前協議制の見直し	地方公共団体による事前協議制を簡略化あるいは廃止するよう、環境省は地方公共団体に対して通知する等指導すべきである。少なくとも環境省は、資源循環型社会の形成の阻害要因となる行政指導等については見直すよう、地方公共団体に対して「域外から産業廃棄物を搬入する場合であって、最終処分や単独処理を行うのではなく、リサイクルなど資源循環を行う場合には、地方公共団体への届出で済むようにする」といった指導をするべきである。		事前協議が必要となると、許認可の取得に非常に時間がかかり、迅速な適正処理が困難となっている。 とりわけ、産業廃棄物の域外からの搬入について、持ち込み予定の処理業者が、最終処分を行うかリサイクル処理を行うかにかかわらず、一律の審査を受ける必要がある。 昨今の環境意識の高まりにより、優良処理業者への域外からの処理依頼が増加しているが、そうしたものについても一律に取り扱われるため、事前協議の審査予約が取り難く、リサイクル処理が進まないのが実情である。 こうしたことから、排出者がリサイクルを志向しても、事前協議の難しさから、結果的に近隣の最終処分場に向かうケースもあり、循環型社会の構築への流れを阻害する原因となっている。	廃棄物処理法上、「廃棄物処理施設の設置」や「域外からの産業廃棄物の搬入」等に当たって、地方公共団体との事前協議は求められていない。にもかかわらず、地方公共団体の行政指導等によって、各種許認可の取得・更新の申請を行う際に、事前協議を行うことが義務付けられる。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1300010	環境省	事業系一般廃棄物の収集運搬・処理にかか る規制の撤廃	廃棄物処理法第6 条の2第6項	事業系一般廃棄物の処理について は、廃棄物処理法第6条の2第6項 の規定に基づき、一般廃棄物処理 計画にしたがってその一般廃棄物 の処理を他人に委託する場合に あっては同項に規定する委託基準 に基づき委託しなければならない。	c	—	事業系一般廃棄物のうち、何を産業廃棄物 にすべきと主張されているのか不明である が、 <案1> 排出事業者責任の下で処理されてい る産業廃棄物については、処理施設の不足、 不法投棄の多発等の状況が見られること、ま た、産業廃棄物分野の構造改革を進めてい るところであるが、それがまだ緒についたば かりであること、さらには、そのような厳格な 排出事業者責任について、現在事業系一般 廃棄物として整理されている廃棄物の排出事 業者すべてが負担し切れるか疑わしいことか ら、事業系一般廃棄物を産業廃棄物として排 出し、処理することは認められない。 <案2> 平成15年12月1日施行の改正産業 廃棄物処理法において、同様の性状を有する一 般廃棄物と産業廃棄物を処理する場合の施設 設置許可に係る特例制度が創設され、同 様の性状を有することから、産業廃棄物と併 せて処理することができると考えられる一般 廃棄物については、すべて当該制度の対象と したところである。なお、ご要望においては、 収集運搬業の許可についても規制緩和を要 望されているようであるが、一般廃棄物につ いては、市町村が定める一般廃棄物処理計 画に従って処理体制が確保されており、市町 村が直接収集運搬せず、民間業者を活用す る場合にあっては市町村から業務を受託す るか、廃棄物処理法第7条第1項に基づく一 般廃棄物の収集運搬業の許可を取得して行う こととされており、その処理は市町村の裁量に 委ねられているところである。		要望者は、事業系一般廃棄物を一 律に産業廃棄物にすべきと出張し ているのではなく、事業指定され ていない場合でも、大量に排出す る等して市町村では対応が難しいよ うな場合等においては、排出事業 者責任を厳格にすることを持って産 業廃棄物として処理できる等の柔 軟な運用を求めているもの。この観 点で再検討願いたい。 また、「特例制度」においては、設 置許可の緩和のみならず、「業許 可」及び「収集運搬」についても緩 和すべく検討願いたい。	c	そもそも市町村は廃棄物処理法第 6条第1項第1号の規定に基づき、 一般廃棄物の発生量見込みを勘 案して一般廃棄物処理計画を定め ている。また、同法第6条の2第5 項に基づき、多量の事業系一般廃 棄物を排出する者に対し、その減 量に関する計画の作成等を指示す ることができることとされていると ころであり、その趣旨を踏まえ、一般廃棄 物の計画的処理が可能となるよう 努めるべきである。また、大量排出 等により市町村において対応困難 となった場合の考え方については、 市町村の判断に委ねられるべきも のであり、単に産業廃棄物扱いに して処理すればよいというものでは ない。 また、御指摘の「特例制度」の拡 大に関しては、そもそも一般廃棄物 の処理は市町村の責任において行 われており、一般廃棄物処理業の 許可は、市町村の一般廃棄物処理 計画と整合性を保ちつつなされる ものであって、産業廃棄物処理業 の許可とは本質的に異なるもので あることから、単に産業廃棄物処理 業の許可を有していることをもって 一般廃棄物処理業の許可を付与す ることはできない。	
z1300010	環境省	事業系一般廃棄物の収集運搬・処理にかか る規制の撤廃	廃棄物処理法第6 条の2第6項	事業系一般廃棄物の処理について は、廃棄物処理法第6条の2第6項 の規定に基づき、一般廃棄物処理 計画にしたがってその一般廃棄物 の処理を他人に委託する場合に あっては同項に規定する委託基準 に基づき委託しなければならない。	c	—	事業系一般廃棄物のうち、何を産 業廃棄物にすべきと主張されてい るのか不明であるが、 <案1> 排出事業者責任の下で処 理されている産業廃棄物について は、処理施設の不足、不法投棄の 多発等の状況が見られること、ま た、産業廃棄物分野の構造改革を 進めているところであるが、それが まだ緒についたばかりであること、 さらには、そのような厳格な排出 事業者責任について、現在事業系一 般廃棄物として整理されている廃 棄物の排出事業者すべてが負担し 切れるか疑わしいことから、事業系 一般廃棄物を産業廃棄物として排 出し、処理することは認められな い。 <案2> 平成15年12月1日施行 の改正産業廃棄物処理法において、同 様の性状を有する一般廃棄物と産 業廃棄物を処理する場合の施設設 置許可に係る特例制度が創設さ れ、同様の性状を有することから、 産業廃棄物と併せて処理すること ができると考えられる一般廃棄物 については、すべて当該制度の対 象としたところである。なお、ご要望 においては、収集運搬業の許可に ついては、規制緩和を要望されてい るようであるが、一般廃棄物につ いては、市町村が定める一般廃棄物 処理計画に従って処理体制が確保		要望者は、事業系一般廃棄物を一 律に産業廃棄物にすべきと出張し ているのではなく、事業指定され ていない場合でも、大量に排出す る等して市町村では対応が難しいよ うな場合等においては、排出事業 者責任を厳格にすることを持って産 業廃棄物として処理できる等の柔 軟な運用を求めているもの。この観 点で再検討願いたい。 また、「特例制度」においては、設 置許可の緩和のみならず、「業許 可」及び「収集運搬」についても緩 和すべく検討願いたい。	c	そもそも市町村は廃棄物処理法第 6条第1項第1号の規定に基づき、 一般廃棄物の発生量見込みを勘 案して一般廃棄物処理計画を定め ている。また、同法第6条の2第5 項に基づき、多量の事業系一般廃 棄物を排出する者に対し、その減 量に関する計画の作成等を指示す ることができることとされていると ころであり、その趣旨を踏まえ、一般廃棄 物の計画的処理が可能となるよう 努めるべきである。また、大量排出 等により市町村において対応困難 となった場合の考え方については、 市町村の判断に委ねられるべきも のであり、単に産業廃棄物扱いに して処理すればよいというものでは ない。 また、御指摘の「特例制度」の拡 大に関しては、そもそも一般廃棄物 の処理は市町村の責任において行 われており、一般廃棄物処理業の 許可は、市町村の一般廃棄物処理 計画と整合性を保ちつつなされる ものであって、産業廃棄物処理業 の許可とは本質的に異なるもので あることから、単に産業廃棄物処理 業の許可を有していることをもって 一般廃棄物処理業の許可を付与す ることはできない。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1300010	環境省	事業系一般廃棄物の収集運搬・処理にかかる規制の撤廃	5039	50390042	11	社団法人 リース事業協会	42	事業系一般廃棄物の収集運搬・処理にかかる規制の撤廃	事業活動から発生する廃棄物のうち、現在の分類では「一般廃棄物」と区分されるものについて、収集運搬・処理方法の選択にあたり排出事業者の裁量を拡大すべきである。	・廃棄物処理法の主旨どおり、排出事業者責任の徹底が図られる。・各企業の責任においてすすめられる、環境対応が促進する。・リサイクルや処理の高度化が進む。	<p>廃棄物の処理責任について、事業活動に伴って生じた廃棄物は事業者が自らの責任において処理することが求められ(法第3条)、産業廃棄物は自ら処理するか(法11条)、委託基準に従って許可業者等へ委託することが求められる(法12条3項)。一方、一般廃棄物の処理責任は市町村にあり(法6条の2)、市町村の自治事務とされ、各市町村の処理計画・施設計画のもと市町村が収集運搬方法を定め、処理施設の設置・運営を行っている。事業活動から発生する一般廃棄物に該当する廃棄物について、大枠では「事業者自らの責任による処理」が求められるが、その実現手段は市町村に委ねられることになるが、市町村の提供する収集運搬・処理方法は、その時点での平均・標準的な方法であり、事業者がそれ以上のクオリティを追求したい場合、次のような阻害要因が発生する。1.事業活動から発生したといえども、一般廃棄物となるため、「一般廃棄物処理委託基準」を遵守しなければならない。2.一般廃棄物の処理は市町村の自治事務であることから、その処理は多くの場合自治体へ委託することになるが、回収頻度や処理方法(自治体の場合単焼却処理が主流)は、排出事業者のニーズに合致したものとはいえない。3.民間処理業者の場合、顧客のニーズに則した回収方法や処理方法の提供が可能であり、同様の性状の産業廃棄物については多くのリサイクル施設が存在している。しかし、一般廃棄物のみを対象としたのでは採算が合わない可能性がある。4.また、一般廃棄物処理業へ民間業者が参入するには市町村の許可を要するが、許可要件として「当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること」「申請の内容が一般廃棄物処理計画(市町村が策定)に適合するもの」との条件があることから、実態として市町村の独占・裁量に委ねられる構造となっており、許可取得の透明度・参入自由が確保されていない。そこで、以下のうちいずれかの対策を講じていただきたい<案1>事業系一般廃棄物については、「排出事業者責任」を大原則とした上で、産業廃棄物として排出し、処理することを可能とする。<案2>産業廃棄物処理施設において、同一性状の一般廃棄物処理を可能とすること。(産業廃棄物処理施設設置許可・業許可取得先は一般廃棄物処理施設設置・業許可を不要とするか、一般廃棄物処理を希望する場合には無条件で許可するか、いずれかの対応方法があると思われる)案2については、昨年の法改正において特定の廃棄物について特定の処理を行う場合には</p>	
z1300010	環境省	事業系一般廃棄物の収集運搬・処理にかかる規制の撤廃	5040	50400038	11	オリックス	38	事業系一般廃棄物の収集運搬・処理にかかる規制の撤廃	事業活動から発生する廃棄物のうち、現在の分類では「一般廃棄物」と区分されるものについて、収集運搬・処理方法の選択にあたり排出事業者の裁量を拡大すべきである。	・廃棄物処理法の主旨どおり、排出事業者責任の徹底が図られる。・各企業の責任においてすすめられる、環境対応が促進する。・リサイクルや処理の高度化が進む。	<p>廃棄物の処理責任について、事業活動に伴って生じた廃棄物は事業者が自らの責任において処理することが求められ(法第3条)、産業廃棄物は自ら処理するか(法11条)、委託基準に従って許可業者等へ委託することが求められる(法12条3項)。一方、一般廃棄物の処理責任は市町村にあり(法6条の2)、市町村の自治事務とされ、各市町村の処理計画・施設計画のもと市町村が収集運搬方法を定め、処理施設の設置・運営を行っている。事業活動から発生する一般廃棄物に該当する廃棄物について、大枠では「事業者自らの責任による処理」が求められるが、その実現手段は市町村に委ねられることになるが、市町村の提供する収集運搬・処理方法は、その時点での平均・標準的な方法であり、事業者がそれ以上のクオリティを追求したい場合、次のような阻害要因が発生する。1.事業活動から発生したといえども、一般廃棄物となるため、「一般廃棄物処理委託基準」を遵守しなければならない。2.一般廃棄物の処理は市町村の自治事務であることから、その処理は多くの場合自治体へ委託することになるが、回収頻度や処理方法(自治体の場合単焼却処理が主流)は、排出事業者のニーズに合致したものとはいえない。3.民間処理業者の場合、顧客のニーズに則した回収方法や処理方法の提供が可能であり、同様の性状の産業廃棄物については多くのリサイクル施設が存在している。しかし、一般廃棄物のみを対象としたのでは採算が合わない可能性がある。4.また、一般廃棄物処理業へ民間業者が参入するには市町村の許可を要するが、許可要件として「当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること」「申請の内容が一般廃棄物処理計画(市町村が策定)に適合するもの」との条件があることから、実態として市町村の独占・裁量に委ねられる構造となっており、許可取得の透明度・参入自由が確保されていない。そこで、以下のうちいずれかの対策を講じていただきたい<案1>事業系一般廃棄物については、「排出事業者責任」を大原則とした上で、産業廃棄物として排出し、処理することを可能とする。<案2>産業廃棄物処理施設において、同一性状の一般廃棄物処理を可能とすること。(産業廃棄物処理施設設置許可・業許可取得先は一般廃棄物処理施設設置・業許可を不要とするか、一般廃棄物処理を希望する場合には無条件で許可するか、いずれかの対応方法があると思われる)案2については、昨年の法改正において特定の廃棄物について特定の処理を行う場合には</p>	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1300011	環境省	・廃棄物処理について地方自治体によるごみの処理方式の標準化、統一化	廃棄物処理法第6条の2第1項、第2項、第7条第1項、第9条の8第1項、第9条の9第1項	廃棄物処理法上、市町村は自らが策定する一般廃棄物処理計画に従って、その区域内の廃棄物の収集・運搬及び処分を行わなければならないこととされており、その処理は市町村が自ら実施するか、民間業者に委託するか、許可業者を活用して適正に行うこととされている。なお、広域認定制度とは、一定の要件を満たした場合に廃棄物処理業の許可を不要とする廃棄物処理法上の特例制度であり、再生利用認定制度は一定の要件を満たした場合に廃棄物処理業と廃棄物処理施設設置の許可を不要とする廃棄物処理法上の特例制度である。	c.d	—	廃棄物処理法上、市町村は自らが策定する一般廃棄物処理計画に従って、その区域内の廃棄物の収集・運搬及び処分を行わなければならないこととされていることから、一般廃棄物の処理を市町村が自ら実施するか、民間業者に委託するか、許可業者を活用するかについては市町村の裁量に委ねられているものである。ご要望の件については、市町村許可業者以外でも市町村をまたがって広域的に廃棄物を収集運搬できることを想定しているようであるが、収集した廃棄物は各市町村が定める処理施設に搬入する必要があること、市町村の監督が行き渡らない状態で市町村の処理計画に従わない処理を行うことにより、不適正処理が発生するおそれがあることから、ご要望の規制の撤廃を行うことは困難である。同様に、地方公共団体によるごみ処理方式についても、市町村の一般廃棄物の収集運搬及び処理の体制は、その市町村の財政状況、職員数や施設規模等の社会的条件等の自然的条件により、その市町村にあった方法が選択されるべきであり、ご提案の地方自治体によるごみ処理方式の統一化は適切ではないと考える。なお、広域処理体制の確立やリサイクル推進のための規制緩和措置については、適正処理が確保される範囲内において、再生利用認定制度や広域認定制度の創設によりすでに措置されているものと認識している。		広域認定制度及び再生利用認定制度については、利用し易い様に、許可要件の緩和、申請手続きの緩和等について検討されたい。	c.d		広域認定制度及び再生利用認定制度の利用の便を図るため、それぞれについて申請の手引きを作成し、環境省ホームページ等で公開しているところである。なお、許可要件等については、廃棄物の適正処理の確保の観点から必要な項目を掲げているところであり、これらについて緩和することはできない。
z1300012	環境省	・生ゴミのリサイクル、地区外（他の市町村）への移動要望	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第20条	一般廃棄物の処理を行おうとする場合、当該一般廃棄物を処理する区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならないこととされている。	d		廃棄物処理法においては、一般廃棄物の処理を行おうとする場合、当該一般廃棄物を処理する区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならないこととされている。また、食品リサイクル法においては、食品廃棄物を広域的に収集するという観点から廃棄物処理法の特例措置を設けている。これは、一般廃棄物収集運搬業者が食品関連事業者（食品廃棄物の排出者）から委託を受け、登録再生利用事業者の事業場へ食品廃棄物を運搬する場合、荷下り先の市町村での廃棄物処理業の許可が不要となるものである。		地方自治体（市町村）においては、市外への排出に対して、市内での処理を行うように指導する等、廃棄物処理法の特例措置が必ずしも周知されているとは言い難い。この点につき、市町村ごとに見解、指導が変わることなく、統一的にリサイクルが図られるように周知徹底願いたい。	d		廃棄物処理法の特例措置については、食品リサイクル法第20条に明記されており、周知されているものとする。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1300011	環境省	・廃棄物処理について地方自治体 によるごみの処理方式の標準化、 統一化	5041	50410010	11	(社)日本フランチャイズ チェーン協会	10	・廃棄物処理について地方自治体によ るごみの処理方式の標準化、統一化	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村内処理の規制撤廃。適正処理を条件に、当該市町村許可業者以外でも回収可能とし、競争原理の導入。 ・地方自治体によるごみ処理方式の統一化(ごみ処理の全国的標準化) ・広域処理体制の確立 ・一般廃棄物の有用資源リサイクルのための収集運搬及び処理施設許可への規制緩和を要望 		<p>一般廃棄物処理は各市町村に処理責任と区内処理の原則という規制があり、また市町村の許可業者以外は回収できない。一般廃棄物の資源化に向けた取り組み実施の場合、越境した効率的回収が出来ない。</p> <p>・また処理施設を建設する場合廃棄物処理業としての許可申請のため時間と労力がかかり、リサイクルが進みづらく、各自治体により、夫々処理方法が不統一であり、そのためコスト労力等の負担が過重になる。</p>	
z1300012	環境省	・生ゴミのリサイクル、地区外(他の市町村)への移動要望	5041	50410011	11	(社)日本フランチャイズ チェーン協会	11	・生ゴミのリサイクル、地区外(他の市町村)への移動要望	・生ゴミのリサイクル地区外(他の市町村)への移動許可		<p>・廃棄物処理法では、生ゴミ等の一般廃棄物は区内(市町村)で処理をし、他の市町村へ運ぶことが認められていない。一方、食品リサイクル法では生ゴミのリサイクルの為ならば搬出地と搬入地双方の市町村の許可があれば認めるとされている。この判断について市町村ごとに見解が異なる為、生ゴミリサイクルが進んでいないケースがある。</p> <p>・食品リサイクル法に義務づけられた通り、2006年度までに生ゴミ排出量の20%を削減又はリサイクルする為に規制緩和が必要である。</p>	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1300013	環境省	家電リサイクル法で規制される製品群に係る、廃棄物処理法上の保管数量制限の緩和	廃棄物処理法施行令第6条第2号ロ(3)	産業廃棄物の中間処理の際の産業廃棄物の保管については、当該産業廃棄物に係る処理施設の一日当たりの処理能力に相当する数量に十四を乗じて得られる数量を超えないようにすることとされている。	c		産業廃棄物の保管については、搬出量又は廃棄物処理施設におけるその処理能力に比して過大な量の保管、運搬途中の積替え又は保管場所での山積み等を防止するよう保管数量の制限を設けている。この制限は、季節等により保管量が変動することも踏まえた上で設けたものであり、廃家電の引取状況に照らしても合理性を有している。		廃家電の処理量の差が繁忙期と閑散期で約2倍と大きい点や、腐敗・悪臭の心配が他の廃棄物より極めて小さいことから、一般的な廃棄物の保管数量規制をそのまま廃家電にも一律に適用すべきではない。また、この規制により、プラント設置の際には、繁忙期の処理量を前提にせざるを得ない状況である。これらの観点から、保管数量制限の緩和を再検討願いたい。尚、回答には「廃家電の取引状況に照らしても合理性を有している」とあり、合理的である根拠を示されたい。	c	<p>廃棄物の保管数量の制限は、腐敗・悪臭のみならず、山積みによる崩落の危険、保管された過大な量の廃棄物がそのまま放置され不法投棄に転じることを防止するため設けられている。すなわち、行政が基準違反を認めて行政処分を行った際に、過剰な保管を行った者が確実に回復できる限度として当該処理施設の処理能力の1.4日分としているところである。そもそも、廃棄物の排出量に季節の変動があるのは廃家電に限るものではなく、他の産業廃棄物においても経済状況や季節により処理量は常に変動するものであるが、このような変動が生じても生活環境保全上問題が生じないように保管数量の制限が設定されていることから、本件のみを別に取り扱うことは適当ではないと考える。なお、処理量の季節変動については、受入量が1.0倍を超えると想定された、豪雪地域指定区域内に設置される廃タイヤ処理施設における冬の処理や、特定の期間外に当該廃棄物の発生がほとんど見込まないアスファルト・コンクリート破片の処理施設のような場合に限って、それぞれ数量制限を緩和しているところである。廃家電の保管数量については、家電リサイクル法に基づく廃家電の引き取り状況等から、各再資源化工場で再資源化される廃家電の数量の推計を得て、これに基づき現行基準で適切と判断したものである。</p> <p><上記回答後の調整結果> <u>特定家庭用機器廃棄物（家電リサイクル法で規制される製品群）については、引き続き引取状況の季節変動の把握把握を行い、必要に応じて見直しのための検討を行う。</u> <u>（必要に応じて逐次実施）</u></p>	
z1300014	環境省	産業廃棄物処理装置設置に係る許可の変更等	廃棄物処理法第15条、第15条の2の5等	廃棄物処理法施行令第7条に掲げる産業廃棄物処理施設の設置許可や変更許可を受ける場合には、当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならないとされている。	c		産業廃棄物処理施設の設置許可に必要な生活環境影響調査の結果は、都道府県知事が施設の設置許可を行うに当たり、当該施設の構造や維持管理が周辺地域の生活環境に適正に配慮されているものかどうかを審査するための基礎資料となるものである。なかでも、廃棄物焼却施設については、ダイオキシンを発生するおそれがあることから通常のボイラーと比べより厳しい規制が行われており、周辺地域の生活環境に大きな影響を及ぼすおそれがある施設であるため、生活環境影響調査書等の許可手続を簡略化することは適切ではない。		申請から許可が下りるまで最短で2年も要しており、期間短縮について再度検討願いたい。	c	産業廃棄物処理施設の設置許可に必要な生活環境影響調査の結果は、都道府県知事が施設の設置許可を行うに当たり、当該施設の構造や維持管理が周辺地域の生活環境に適正に配慮されているものかどうかを審査するための基礎資料となるものであるため、生活環境影響調査等の許可手続に一定の期間が必要となることについては御理解いただきたい。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1300013	環境省	家電リサイクル法で規制される製品群に係る、廃棄物処理法上の保管数量制限の緩和	5042	50420001	11	ソニー㈱	1	家電リサイクル法で規制される製品群に係る、廃棄物処理法上の保管数量制限の緩和	家電リサイクル法で規制されている製品群などについては、その製品の性状や排出の特性等を考慮した上で、保管数量に係る当該規制を緩和する方向で、検討いただきたい。	家電リサイクルプラントへの過剰な投資が抑制できるもの考える。	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)施行令第六条第1項第2号ロ(3)で、廃棄物の保管数量について、当該廃棄物処理施設の処理能力の14日分を超えることができないとされている。一方、廃棄物処理法施行規則第七条の六で、廃棄物の保管期間については、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間とする、との弾力的な規定を設けている。現在、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)で回収され保管された廃棄物(使用済み家電)も廃棄物処理法上の一般的な保管規制を受けている。家電リサイクルプラントでの処理は出来る限り処理台数(または投入台数)を平準化した状態で作業をすることが望ましいのであるが、家電の排出は季節変動が大きく(たとえば夏場は使用済みエアコンの量が急増するなど)、処理台数の平準化を保ちつつ保管規制を満足する為には、繁忙期の処理能力をあらかじめ用意しなければならないことになり、過剰な設備投資を強いることになり問題である。</p>	
z1300014	環境省	産業廃棄物処理装置設置に係わる許可の変更等	5043	50430006	11	日本製紙連合会	6	産業廃棄物処理装置設置に係わる許可の変更等	ボイラーの燃焼実績で過去に事故・違反の無い事業所に対して、新たに燃料として廃棄物を使用する場合等の許可を簡便にして欲しい。		ボイラーで新たに廃棄物を燃焼処理等する場合、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査(環境アセスメント)の結果を申請書類に添付せねばならず、申請から許可が下りるまで最短でも2年を要す。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1300015	環境省	産業廃棄物の分類上の定義について	廃棄物処理法第2条第4項第1号	事業活動に伴って生じた燃え殻は、産業廃棄物と規定されている。	c		<p>廃棄物処理法においては、事業活動に伴い排出される廃棄物のうち多量発生性や有害性等の観点から、汚染者負担原則に立ち、排出事業者責任により処理すべきものを産業廃棄物としている。このように処理責任に着目した廃棄物処理法上での区分にかんがみると、同一性状であることをもって処理の責任主体までを同一とすることは排出事業者責任をあいまいにするものであり適切ではないと考える。</p>		焼却灰が燃え殻と法的に同じものであることについて明らかにされた。	c		<p>「燃え殻」とは、廃棄物処理法においては、熱エネルギーを物の燃焼に依存している場合の焼却残渣（ダスト類を除く）などを想定しており、事業活動に伴って生じた「焼却灰」は、集じん装置に捕捉されたものを除き燃え殻に該当する。</p>
z1300016	環境省	廃掃法に基づく廃棄物焼却炉適用除外（シェル砂再生炉の除外）	廃棄物処理法第15条、第15条の2、廃棄物処理法施行令第7条	<p>廃棄物処理法施行令第7条に掲げる産業廃棄物処理施設については、施設ごとの構造基準、維持管理基準に適合しなければならないとされている。そのうち焼却施設については、その構造基準において、燃焼ガスを摂氏800以上の温度を保ちつつ、2秒間以上滞留できるものであること等と規定されている。</p>	c		<p>ダイオキシン類の排出抑制のためには廃棄物を完全燃焼させることが重要であり、ダイオキシン類の排出抑制を確実に担保するための燃焼管理の指標として燃焼ガスの温度は800以上と設定している。御要望の施設についても、不適切な燃焼が行われた場合、ダイオキシン類が排出される可能性が否定できないことから、許可対象施設であれば、現行の構造・維持管理基準を遵守していただく必要がある。</p>		<p>ダイオキシン類が排出される可能性が否定できないことから、現行の構造・維持管理基準を遵守すべしとの回答であるが、要望者のシェル砂再生炉は、2次燃焼機器がない既存炉煙突でのダイオキシン濃度が限りなく0に近いものである。実際にダイオキシン濃度が許容範囲のものについては、定期的な計測を報告する等の条件を付与する等して、適用除外となるよう検討願いたい。</p>	c		<p>通常通りの運転においてはダイオキシンの濃度が許容範囲内であったとしても、不適切な燃焼が行われた場合に許容範囲を超えるダイオキシン類が排出される事例は通常の焼却施設においても認められるところである。こうした不適正な燃焼処理が行われないように担保するためにも、処理基準を遵守していただき、800以上の燃焼等によりダイオキシンの排出を確実に抑制する必要がある。</p>

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1300015	環境省	産業廃棄物の分類上の定義について	5043	50430007	11	日本製紙連合会	7	産業廃棄物の分類上の定義について	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、「焼却灰」は産業廃棄物ではなく一般廃棄物と同等の扱いをして欲しい。		廃棄物処分場において、事業活動に伴って生じた「焼却灰」は産業廃棄物の「燃え殻」とみなされ、一般廃棄物と比べて約2倍に当たる高額の処分料を請求される。「焼却灰」と「燃え殻」は明らかに違う廃棄物なので、区分をして欲しい。	
z1300016	環境省	廃掃法に基づく廃棄物焼却炉適用除外（シェル砂再生炉の除外）	5048	50480013	11	社団法人 日本自動車工業会	13	廃掃法に基づく廃棄物焼却炉適用除外（シェル砂再生炉の除外）	シェル砂再生炉は資源の有効利用の観点から使用している施設であり、自社同一敷地の工程内リサイクル利用施設については、廃掃法の廃棄物焼却炉の対象設備から除外できるよう、適用除外を設定していただきたい。	自社内に設置されたシェル砂再生炉は自社内の鋳物工程から発生するシェル中子の鋳物砂を再生利用することが目的の施設である。 廃掃法の廃棄物焼却炉該当施設を新設する場合には、構造基準の遵守が必須であるが、このシェル砂再生炉がシェル砂の中に結合材として15%混入しているレジン(フェノール樹脂)を焼却するという解釈から廃棄物焼却炉(廃プラ)扱いとなる。(平成12年に環境省からシェル砂再生炉が廃掃法上の廃棄物焼却炉に該当する旨、通達あり)	シェル砂の再生利用のためには炉内温度600 (800 は不可)でレジンを加熱・乾燥させる必要があるが、ダイオキシンの発生源である塩素はレジン中に含まれないために、2次燃焼器がない既存炉煙突でのダイオキシン濃度は小数点5桁オーダーで規制値に比べても限りなくゼロに近い値となっている。 廃棄物焼却炉扱いになるとの構造基準を遵守するために、機能上は必要のない2次燃焼器(800、2秒滞留)を燃焼室の後に新たに設置する必要がある。 (平成12年に廃棄物焼却炉に該当するという判断がされる以前に設置された炉は県によって乾燥炉や焙煎炉の扱いとなっており2次燃焼器はない) 必要性がない2次燃焼器(なくてもダイオキシンが充分低い)を、構造基準遵守のために設置することになり、燃料増加(600 800)によるCO2増加等、むしろ大気環境を悪化させることになる。 また工場内設置の工程内リサイクル目的の炉であっても、アセスメント(法)や説明会(県条例)が必要となるため、スムーズな経済・生産活動に影響を及ぼしている。	重点要望項目

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1300020	環境省	空洞埋戻しに用いるフライアッシュの廃棄物処理法の適用除外	廃棄物処理法施行令第2条第12号、第6条第3号等	火力発電所等から排出される飛灰については、産業廃棄物に当たると解され、産業廃棄物の埋立処分当たっては、廃棄物処理法施行令第6条第3号に規定する埋立処分の処理基準に則り、最終処分場に埋め立てしなければならないとされている。	c		飛灰は、ダイオキシンや重金属が含まれるなど、不適正に処理されると生活環境保全上の支障が生じるおそれがある。御要望の飛灰が不要物である以上廃棄物処理法の適用を受け、適正な処理が必要とされる。また、御要望におけるリサイクルの方法が不明であるが、リサイクルを行うとしても、再生前の原料として取り扱うものが廃棄物である以上、排出から再生品として売却、利用されるまでの過程においては、そんざいに扱われることにより生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるため、廃棄物処理法の適用を除外することは不適当である。また、鉱物の採掘跡の地下空洞は、陥没による被害に加え、採掘跡への不法投棄が大きな社会問題とされてきた経緯がある。そのため、周辺住民の安全及び環境保全上の観点から、確実な方法により充填を行うべきである。		要望者からの下記追加意見に基づき再検討されたい。 「地下空洞対策として行われる充填工事は住民の生命や財産を災害から守る防災事業として位置付けられ、ほとんどが自治体（官庁）が自ら発注する公共建設工事や自治体が認可する土地区画整理事業の一環として行われています。このような工事では、充填材の性状を工事発注仕様書に定めると共に材料の選別や取り扱い等について、生活環境保全上の支障を防止するための措置を契約に定めることにより、自治体によるきめ細かな管理が可能であると考えます。弊社では、火力発電所から発生するフライアッシュについて、これを用いた充填固化体が土壌環境基準に適合することをこれまで多数の溶出試験によって確認しています(添付資料)。したがって、事前にこれらの方法によって材料の安全性を確認すること、事後において環境モニタリングを実施すること、また、マニフェストに準じた管理方法を定めること等によりフライアッシュの発生元から利用するまでの過程で生活環境の保全上も支障のない管理を行うことができると考えます。そこで「公共建設工事等に利用する場合に限る」等の条件を付すことにより本要望を認めることができず再検討を望むものです。 なお、フライアッシュはJISに登記されており、多方面で利用できる有用な材料です。また資源有効利用促進法の指定副産物としても指定され、セメント等の原料としてその価格の安定にも寄与しており、より一層有効利用すべき資源と考えます。」	c		前回お答えしたとおり、鉱物の採掘跡の地下空洞は、陥没による被害に加え、採掘跡への不法投棄が大きな社会問題とされてきた経緯がある。したがってその充填材は、周辺住民の安全及び環境保全上の観点から、確実な安全性が必要とされる。一方で充填材（フライアッシュを用いた充填材）の安全性が確立されているとしても、その原料（フライアッシュ）が有害性を有することや不要物であることが否定されるものではない。むしろ廃棄物の製品化に当たっては、そのものの廃棄物としての特性を踏まえてより厳格な安全性を確保した方法で行う必要があることから、原料が廃棄物であることを明らかにして取り扱うことが妥当である。
z1300021	環境省	空洞埋戻しに用いるペーパースラッジ焼却灰の廃棄物処理法の適用除外	廃棄物処理法第2条第4項、廃棄物処理法施行令第6条第3号等	製紙工場から排出されるペーパースラッジ焼却灰は、産業廃棄物に当たると解され、産業廃棄物の埋立処分当たっては、廃棄物処理法施行令第6条第3号に規定する埋立処分の処理基準に則り、最終処分場に埋め立てなければならないとされている	c		ペーパースラッジ（製紙工場の汚泥）焼却灰は、ダイオキシンが含まれるなど、不適正に処理されると生活環境保全上の支障が生じるおそれがある。御要望のペーパースラッジ焼却灰が不要物である以上廃棄物処理法の適用を受け、適正な処理が必要とされる。また、御要望におけるリサイクルの方法が不明であるが、リサイクルを行うとしても、再生前の原料として取り扱うものが廃棄物である以上、排出から再生品として売却、利用されるまでの過程においては、そんざいに扱われることにより生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるため、廃棄物処理法の適用を除外することは不適当である。また、鉱物の採掘跡の地下空洞は、陥没による被害に加え、採掘跡への不法投棄が大きな社会問題とされてきた経緯がある。そのため、周辺住民の安全及び環境保全上の観点から、確実な方法により充填を行うべきである。		要望者からの下記追加意見に基づき再検討されたい。 「地下空洞対策として行われる充填工事は住民の生命や財産を災害から守る防災事業として位置付けられ、ほとんどが自治体（官庁）が自ら発注する公共建設工事や自治体が認可する土地区画整理事業の一環として行われています。このような工事では、充填材の性状を工事発注仕様書に定めると共に材料の選別や取り扱い等について、生活環境保全上の支障を防止するための措置を契約に定めることにより、自治体によるきめ細かな管理が可能であると考えます。弊社では、製紙工場から発生するペーパースラッジ焼却灰について、これを用いた充填固化体が土壌環境基準に適合することをこれまで多数の溶出試験によって確認しています(添付資料)。したがって、事前にこれらの方法によって材料の安全性を確認すること、事後において環境モニタリングを実施すること、また、マニフェストに準じた管理方法を定めること等によりペーパースラッジ焼却灰の発生元から利用するまでの過程で生活環境の保全上も支障のない管理を行うことができると考えます。そこで「公共建設工事等に利用する場合に限る」等の条件を付すことにより本要望を認めることができず再検討を望むものです。」	c		前回お答えしたとおり、鉱物の採掘跡の地下空洞は、陥没による被害に加え、採掘跡への不法投棄が大きな社会問題とされてきた経緯がある。したがってその充填材は、周辺住民の安全及び環境保全上の観点から、確実な安全性が必要とされる。一方で充填材（ペーパースラッジ焼却灰を用いた充填材）の安全性が確立されているとしても、その原料（ペーパースラッジ焼却灰）が有害性を有することや不要物であることが否定されるものではない。むしろ廃棄物の製品化に当たっては、そのものの廃棄物としての特性を踏まえてより厳格な安全性を確保した方法で行う必要があることから、原料が廃棄物であることを明らかにして取り扱うことが妥当である。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1300020	環境省	空洞埋戻しに用いるフライアッシュの廃棄物処理法の適用除外	5085	50850002	11	飛鳥建設株式会社	2	空洞埋戻しに用いるフライアッシュの廃棄物処理法の適用除外	空洞埋戻しに用いる材料の一部として火力発電所から発生するフライアッシュを用いる場合、フライアッシュを廃棄物としての取り扱いの適用から除外すること。ただし、この埋戻し材料は安全性が確認できたものを用いる。	リサイクル可能なフライアッシュを廃棄物から除外することとし、このフライアッシュを材料の一部に用いた空洞充填工法によって陥没などの危険性が高い石炭・亜炭などの採掘跡の地下空洞を埋戻す事業を行う。	地下空洞の陥没などの被害は地域の人命や財産に重大な危害を与える大きな社会問題になっているが、これを予防する対策は原因者不在や資金難が原因でほとんど進展していない。空洞の陥没に根本的に対処するには、埋め戻しによって地盤を安定化することが最も確実である。その埋戻し工事として行う充填工法の材料の一部に用いるフライアッシュを廃棄物としての取り扱いから除外することで事業の円滑な運営を行うことができる。またこの事業は地盤の安定化と同時に、大量に発生しているフライアッシュの有効利用の促進にも有効である。	・資料1（全国の石炭・亜炭廃坑分布） ・資料2（東海地方の例にみる亜炭廃坑の分布と陥没事故） ・資料3（空洞充填工法） ・資料4（石炭火力発電所から発生するフライアッシュ）
z1300021	環境省	空洞埋戻しに用いるペーパーズラッジ焼却灰の廃棄物処理法の適用除外	5085	50850003	11	飛鳥建設株式会社	3	空洞埋戻しに用いるペーパーズラッジ焼却灰の廃棄物処理法の適用除外	空洞埋戻しに用いる材料の一部として製紙工場から発生するペーパーズラッジ焼却灰を用いる場合、焼却灰を廃棄物としての取り扱いの適用から除外すること。ただし、この埋戻し材料は安全性が確認できたものを用いる。	リサイクル可能なペーパーズラッジ焼却灰を廃棄物から除外することとし、この焼却灰を材料の一部に用いた空洞充填工法によって陥没などの危険性が高い石炭・亜炭などの採掘跡の地下空洞を埋戻す事業を行う。	地下空洞の陥没などの被害は地域の人命や財産に重大な危害を与える大きな社会問題になっているが、これを予防する対策は原因者不在や資金難が原因でほとんど進展していない。空洞の陥没に根本的に対処するには、埋め戻しによって地盤を安定化することが最も確実である。その埋戻し工事として行う充填工法の材料の一部に用いるペーパーズラッジ焼却灰を廃棄物としての取り扱いから除外することで事業の円滑な運営を行うことができる。またこの事業は地盤の安定化と同時に、大量に発生している焼却灰の有効利用の促進にも有効である。	・資料1（全国の石炭・亜炭廃坑分布） ・資料2（東海地方の例にみる亜炭廃坑の分布と陥没事故） ・資料3（空洞充填工法） ・資料4（製紙工場から発生するペーパーズラッジ焼却灰）

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1300022	環境省	空洞埋戻しに用いる下水汚泥焼却灰の 廃棄物処理法の適用除外	廃棄物処理法第2 条第4項、廃棄物 処理法施行令第6 条第3号等	下水処理施設から発生する下水汚 泥焼却灰は、産業廃棄物に当たると 解され、産業廃棄物の埋立処分に 当たっては、廃棄物処理法施行令 第6条第3号に規定する埋立処分 の処理基準に則り、最終処分場 に埋め立てしなければならないとさ れている	c		下水汚泥焼却灰は、ダイオキシン や重金属が含まれるなど、不適正 に処理されると生活環境保全上の 支障が生じるおそれがある。御要 望の下水汚泥焼却灰が不要物であ る以上廃棄物処理法の適用を受け、 適正な処理が必要とされる。また、 御要望におけるリサイクルの方法が 不明であるが、リサイクルを行うと しても、再生前の原料として取り扱 うものが廃棄物である以上、排出 から再生品として売却、利用される までの過程においては、ぞんざいに 扱われることにより生活環境の保 全上支障が生ずるおそれがあるた め、廃棄物処理法の適用を除外す ることは不相当である。また、鉱物 の採掘跡の地下空洞は、陥没による 被害に加え、採掘跡への不法投 棄が大きな社会問題とされてきた 経緯がある。そのため、周辺住民の 安全及び環境保全上の観点から、 確実な方法により充填を行うべきで ある。		要望者からの下記追加意見に基づき再 検討されたい。 「地下空洞対策として行われる充填工 事は住民の生命や財産を災害から守る防 災事業として位置付けられ、ほとんどが 自治体（官庁）が自ら発注する公共建設 工事や自治体が認可する土地区画整 理事業の一環として行われています。こ のような工事では、充填材の性状を工 事発注仕様書に定めると共に材料の選 別や取り扱い等について、生活環境保 全上の支障を防止するための措置を契 約に定めることにより、自治体によるき め細かな管理が可能であると考えます。 弊社では、下水処理施設から発生する 下水汚泥焼却灰について、これを用い た充填固化体が土壌環境基準に適合す ることをこれまで多数の溶出試験によ って確認しています(添付資料)。したが って、事前にこれらの方法によって材料の 安全性を確認すること、事後において 環境モニタリングを実施すること、また、 マニフェストに準じた管理方法を定める こと等により下水汚泥焼却灰の発生元 から利用するまでの過程で生活環境の 保全上も支障のない管理を行うことが できると考えます。そこで「公共建設工 事に利用する場合に限る」等の条件を 付すことにより本要望を認めることが できないか再検討を望むものです。」	c		前回お答えしたとおり、鉱物の採掘 跡の地下空洞は、陥没による被害 に加え、採掘跡への不法投棄が大 きな社会問題とされてきた経緯が ある。したがってその充填材は、周 辺住民の安全及び環境保全上の 観点から、確実な安全性が必要と される。一方で充填材（下水汚泥焼 却灰を用いた充填材）の安全性が 確立されているとしても、その原料 （下水汚泥焼却灰）が有害性を有 することや不要物であることが否定 されるものではない。むしろ廃棄物 の製品化に当たっては、そのものの 廃棄物としての特性を踏まえてより 厳格な安全性を確保した方法で行 う必要があることから、原料が廃棄 物であることを明らかにして取り扱 うことが妥当である。
z1300023	環境省	空洞埋戻しに用いる粘土混じり微砂お よび粘土の廃棄物処理法の適用除外	廃棄物処理法第2 条第4項、廃棄物 処理法施行令第6 条第3号等	空洞埋戻しに用いる材料として、珪 砂工場等において珪砂を選別する 際に発生する粘土混じり微砂、ある いは砕石工場等において砂利を選 別する際に発生する粘土が不要物 である場合、産業廃棄物に当たると 解され、産業廃棄物の埋立処分に 当たっては、廃棄物処理法施行令 第6条第3号に規定する埋立処分 の処理基準に則り、最終処分場に 埋め立てなければならないとされ ている	c		御要望の粘土等が不要物である汚 泥に該当する場合、不適正に処理 されると生活環境保全上の支障が 生じるおそれがあることから、廃棄 物処理法の適用を受け、適正な処 理が必要とされる。また、御要望に おけるリサイクルの方法が不明で あるが、リサイクルを行うとしても、 再生前の原料として取り扱うものが 廃棄物である以上、排出から再生 品として売却、利用されるまでの過 程においては、ぞんざいに扱われ ることにより生活環境の保全上支 障が生ずるおそれがあるため、廃 棄物処理法の適用を除外すること は不相当である。また、鉱物の採掘 跡の地下空洞は、陥没による被害 に加え、採掘跡への不法投棄が大 きな社会問題とされてきた経緯が ある。そのため、周辺住民の安全及 び環境保全上の観点から、確実な 方法により充填を行うべきである。		要望者からの下記追加意見に基づき再 検討されたい。 「粘土混じり微砂と粘土を材料として用 いる充填工事は、工学的観点並びに生 活環境保全上の管理方法を含め、既に 確立された技術であり、東海地方にお いて国交省、自治体、土地区画整理組 合発注の工事で多くの施工実績があり ます。自治体等公共がこれらの材料を用 いた充填工事を発注する場合には、充 填材の性状を工事発注仕様書に定め ると共に材料の選別や取り扱い等につ いて生活環境保全上の支障を防止す るための措置を契約に定めて監視する 等自治体等によるきめ細かに管理が行 われています。 しかし、粘土混じり微砂と粘土が珪砂工 場や砕石工場から副産物として排出さ れていることから、施工者側は有償で購 入しており、その費用は発注者である公共 等が負担しています。これらの材料を廃 棄物処理法の適用から除外していただ ければ、市場原理に沿った逆の取引 も可能となり、その分工事費が安くな り利益は公共に還元されます。 そこで、「公共建設工事に利用する 場合に限る」等の条件を付すことによ って本要望を認めることができないか再 検討を望むものです。」	c		前回お答えしたとおり、鉱物の採掘 跡の地下空洞は、陥没による被害 に加え、採掘跡への不法投棄が大 きな社会問題とされてきた経緯が ある。したがってその充填材は、周 辺住民の安全及び環境保全上の 観点から、確実な安全性が必要と される。一方でご提案の珪砂工場 等から排出された粘土等が不要物 として取り扱われるものであれば、 これを原料とした充填材の安全性 が確立されているとしても、その原 料（粘土等）が不要物であることが 否定されるものではない。むしろ廃 棄物の製品化に当たっては、そのも のの廃棄物としての特性を踏まえ てより厳格な安全性を確保した方 法で行う必要があることから、原料 が廃棄物であることを明らかにして 取り扱うことが妥当である。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1300022	環境省	空洞埋戻しに用いる下水汚泥焼却灰の廃棄物処理法の適用除外	5085	50850004	11	飛鳥建設株式会社	4	空洞埋戻しに用いる下水汚泥焼却灰の廃棄物処理法の適用除外	空洞埋戻しに用いる材料の一部として下水処理施設から発生する下水汚泥焼却灰を用いる場合、焼却灰を廃棄物としての取り扱いの適用から除外すること。ただし、これらの埋戻し材料は安全性が確認できたものを用いる。	リサイクル可能な下水汚泥焼却灰を廃棄物から除外することとし、この焼却灰を材料の一部に用いた空洞充填工法によって陥没などの危険性が高い石炭・亜炭などの採掘跡の地下空洞を埋戻す事業を行う。	地下空洞の陥没などの被害は地域の人命や財産に重大な危害を与える大きな社会問題になっているが、これを予防する対策は原因者不在や資金難が原因でほとんど進展していない。空洞の陥没に根本的に対処するには、埋め戻しによって地盤を安定化することが最も確実である。その埋戻し工事として行う充填工法の材料の一部に用いる下水汚泥焼却灰を廃棄物としての取り扱いから除外することで事業の円滑な運営を行うことができる。またこの事業は地盤の安定化と同時に、大量に発生している焼却灰の有効利用の促進にも有効である。	・資料1（全国の石炭・亜炭廃坑分布） ・資料2（東海地方の例にみる亜炭廃坑の分布と陥没事故） ・資料3（空洞充填工法） ・資料4（下水処理施設から発生する下水汚泥焼却灰）
z1300023	環境省	空洞埋戻しに用いる粘土混じり微砂および粘土の廃棄物処理法の適用除外	5085	50850005	11	飛鳥建設株式会社	5	空洞埋戻しに用いる粘土混じり微砂および粘土の廃棄物処理法の適用除外	空洞埋戻しに用いる材料として、珪砂工場等において珪砂を選別する際に発生する粘土混じり微砂、あるいは砕石工場等において砂利を選別する際に発生する粘土を用いる場合、これらを廃棄物としての取り扱いの適用から除外すること。ただし、これらの材料は安全性が確認できたものを用いる。	珪砂工場および採石場で発生するリサイクル可能な粘土混じり微砂および粘土を廃棄物から除外することとし、これらを材料に用いた空洞充填工法によって陥没などの危険性が高い石炭・亜炭などの採掘跡の地下空洞を埋戻す事業を行う。	地下空洞の陥没などの被害は地域の人命や財産に重大な危害を与える大きな社会問題になっているが、これを予防する対策は原因者不在や資金難が原因でほとんど進展していない。空洞の陥没に根本的に対処するには、埋め戻しによって地盤を安定化することが最も確実である。その埋戻し工事として行う充填工法の材料に用いる粘土混じり微砂あるいは粘土を廃棄物としての取り扱いから除外することで事業の円滑な運営を行うことができる。またこの事業は地盤の安定化と同時に、大量に発生している粘土混じり微砂および粘土の有効利用の促進にも有効である。	・資料1（全国の石炭・亜炭廃坑分布） ・資料2（東海地方の例にみる亜炭廃坑の分布と陥没事故） ・資料3（空洞充填工法） ・資料4（産業副産物活用の道を開いた地下空洞充填工法）

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1300024	環境省	公共建設工事に伴い発生するコンクリート塊の廃棄物処理法適用除外	廃棄物処理法施行令第2条第9号、第6条第3号等	公共建設工事に伴い発生するコンクリート塊が不要物である場合、産業廃棄物に当たると解され、廃棄物処理法施行令第6条第3号に規定する埋立処分処理基準に則り、最終処分場に埋め立てしなければならないとされている	c		再利用を行うとしても、30cm以下に小割する前の原料として取り扱うコンクリート塊が廃棄物である以上、排出から再生品として売却、利用されるまでの過程においては、そんざいに扱われることにより生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるため、廃棄物処理法の適用を除外することは不適當である。一方、御要望のコンクリート塊が有償売却できる性状のものであれば、廃棄物処理法の適用が除外される。		コンクリート塊を30cm以下に子割して再資源化する際に、コンクリート塊が発生した工事現場で子割りできない場合には、子割りする施設等まで輸送、保管するにあたって、確実に再資源化されること等、担保条件を設定する等として、廃棄物処理法を適用除外とする措置を検討願いたい。	c		コンクリート塊が、発生した現場で小割りできず廃棄物にあたる以上、再資源化されるまでは、そんざいに扱われることにより生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるため、廃棄物処理法の適用を除外することは不適當である。
z1300026	国土交通省、 環境省	ディーゼル車の使用過程車対策の抜本的な見直し	自動車NOx・PM法、大気汚染防止法	自動車NOx・PMに基づき、対策地域のトラック・バス等、ディーゼル乗用車のうち排出基準を満たさないものについては、一定の期間が経過した後、自動車検査証を交付しない規制措置（車種規制）を講じている。	c	-	自動車NOx・PM法により、特に大気汚染の厳しい大都市圏に限った特別な規制として、道路運送車両法に基づく自動車登録制度を活用した車種規制を行うなど同法に基づく平成22年度までに環境基準を概ね達成させる目標に向け懸命の努力を傾けているところ。 自動車登録制度によらず流入車の規制を行う場合においては、その担保手段となるべき路上取締りの体制整備や違反車両の確認方法の確立等も必要となるが、自治体によって体制や予算規模が大きく異なる現状を鑑みると、対策地域全体に流入する車をも含めた走行規制を国の制度として一律に導入することは困難。また、大気環境の良好な地域にまで、かかる特別な規制を及ぼすことは過剰規制となる。 昨年度から使用過程車の排ガス性状の劣化等について調査を実施中。この調査結果を踏まえ、各府省と連携し、使用過程車の排出ガス性能を良好に維持・確保する方策について検討していく。		要望者からの下記追加意見に基づき再検討されたい。「排出基準を超える車両が、対策地域外の営業所・事業者へ転籍・転売されたり、対策地域外に実態のない営業所を設けて営業を続ける規制逃れとも言うべき状況も現れており、現行の規制措置は対策地域の環境改善に極めて不十分なものである。対策地域外からの流入車も規制対象とする等、国民の生命と健康を守る観点から、国の責任において抜本的な制度構築を行うこと。」	c	前回は回答した「対応策」で示したとおり、自動車登録制度によらず、独自に街頭で流入車の規制を行う場合においては、その担保手段となるべき路上取締りの体制整備や違反車両の確認方法の確立等も必要となる。しかしながら、このような趣旨の条例を制定した東京都以外の自治体について考えると、自治体によって体制や予算規模が大きく異なる現状があるので、対策地域全体に流入する車をも含めた走行規制を国の制度として一律に導入することは困難である。 御指摘にあった規制地域外に使用の本拠地を書類上で移す「規制逃れ」については、国土交通省において調査やその結果に応じた是正の指導を行うよう鋭意努めている。現行の自動車NOx・PM法に基づく各種の対策によって、平成22年度までには環境基準を概ね達成する見込みであり、東京都その他の関係自治体がそれぞれ定めた「総量削減計画」においてもその旨の予測がなされている。環境省においても、「平成22年度までに環境基準を概ね達成する」という目標を達成するため、自動車NOx・PM法に基づく排ガス性能のよい車への代替促進のほか、自動車排出ガスの規制の強化、低公害車の普及促進など懸命の努力をしており、毎年同法に基づき進行管理を行っているところ。 なお、平成14年4月に策定した総量削減基本方針では平成17年度の間目標を定めており、平成17年度に施策の進捗状況について中間的な点検・評価を行うこととしている。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1300024	環境省	公共建設工事に伴い発生するコンクリート塊の廃棄物処理法適用除外	5094	50940001	11	和歌山県	1	公共建設工事に伴い発生するコンクリート塊の廃棄物処理法適用除外	公共建設工事に伴い発生するコンクリート塊を廃棄物処理法適用除外とし、現場内あるいは工事間流用で再利用できるようにする。	工事に伴い発生するコンクリート塊を30cm以下に小割りし、道路路体、河川堤防の盛土材として使用する。等	コンクリート塊を現場内あるいは工事間流用で再利用する事により、処分費用を削減し、コスト削減を図る。	
z1300026	国土交通省、 環境省	ディーゼル車の使用過程車対策の抜本的な見直し	5095	50950016	11	東京都	16	ディーゼル車の使用過程車対策の抜本的な見直し	<p>自動車NOx・PM法では車検制度によって、違反車両は対策地域に登録することができなくなるが、当該地域の環境改善のため、地域外からの流入車を規制の対象とするなど、抜本的な使用過程車対策を実施すること。</p> <p>車検の時の使用過程車規制について、実効性ある対策を実施するため、大気汚染防止法に基づく基準値を設定すること。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・都における深刻な大気汚染の根本的な原因は、国の自動車排出ガス規制の遅れにある。 ・大気汚染を改善し、都民、国民の生命と健康を守るためには、国の責任で使用過程車対策の抜本的な見直しを行う必要がある。 	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1300027	総務省、環境省	不正軽油対策	廃棄物処理法	<p>近年、軽油取引税の脱税目的で、重油と軽油を混ぜ、不純物を取り除いた過程で生じた硫酸ピッチが処理されず放置され、容器の腐食による流出及び性状変化による亜硫酸ガスの発生による人の健康又は生活環境に著しい被害を生ずる事案が社会問題となっている。</p> <p>廃棄物処理法では、廃棄物処理の各段階において適正処理を義務付けているが、従来改善命令に従わなかった場合の間接的な担保として罰則を設けている。</p> <p>しかし、硫酸ピッチに関しては生活環境の保全上支障を生ずるような場合もあることから、廃棄物処理法を改正し、硫酸ピッチを指定有害廃棄物に指定し、定められた基準以外での処理を禁止し、これに違反した場合は、不法投棄及び不法焼却と同等の量刑による直罰とした。（本改正は、平成16年4月28日から6ヶ月以内に施行される予定）</p>	d		<p>今回の法廃棄物処理法の改正により、行政機関及び警察にあつては、早期の発見、摘発が実施され、生活環境の保全上の支障が生ずる前に対策が講ぜられるものと考えている。</p>		<p>要望者からの下記追加意見に基づき再検討されたい。「国民の健康と生活環境を守る観点から、抜本的な解決のためには、不正軽油の製造禁止措置等を早急に講じること」</p>	d		<p>廃棄物処理法は、国民の生活や事業活動に伴って排出される廃棄物を対象として廃棄物の適正処理に関する規制をおこなっており、今回の要請の不正軽油製造に伴い生ずる硫酸ピッチに関しても、その廃棄物処理において生活環境の保全上支障を生ずるような場合があることから、本年、廃棄物処理法を改正し、規制強化したものである。</p> <p>なお、廃棄物処理法では、商品を製造する行為に関しては、規制の対象としていないところであり、不正軽油の製造禁止措置に関しては、他法令で担保すべきものと考えている。</p>
z1300028	環境省	ディーゼル排出微小粒子の環境基準の設定	環境基本法第16条	<p>環境基準は、環境基本法に基づき設定される「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」であり、政府は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境基準が確保されるよう努めなければならないとされている。大気汚染に係る環境基準としては現在、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダントの物質のほか、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4つの有害大気汚染物質について設定されている。</p>	b		<p>粒径2.5μm以下の微小粒子状物質（いわゆるPM2.5）の健康影響については、平成11年度から「微小粒子状物質等の曝露影響調査研究」を実施し、健康影響に係る知見の収集・充実を図るとともに、平成13年度から（平成18年度までの予定）全国的な長期疫学調査を実施している。環境基準の設定については、当該結果及び諸外国の知見や規制に関する動向等をも踏まえつつ、その必要性も含めて検討することとしている。</p> <p>なお、粒子状物質対策については、粒径10μm以下の粒子状物質に係る環境基準を設定し、大気汚染防止法や自動車NOx・PM法に基づく規制等、基準達成に向けた施策を講じているところであり、これらの取組は、PM2.5等の低減にも寄与するものと考えている。</p>		<p>要望者からの下記追加意見に基づき再検討されたい。「平成18年度までの調査を待つて環境基準について検討をするとしているが、あまりにスピードが遅い。国民の生命と健康を守る観点から、早急に対応策を講じること。」</p>	b		<p>粒子状物質対策については、既に粒径10μm以下の粒子状物質（以下「SPM」という。）について、その健康影響を十分評価した上で環境基準を設定し、基準達成に向けた低減対策を講じているところであり、これらの取組は、粒径25μm以下の微小粒子状物質（以下「PM2.5」という。）等の低減にも寄与するものと考えている。</p> <p>一方、PM2.5に係る新たな健康影響については、未だ未解明な部分が多いため、平成18年度までを目途としている調査研究等により知見の集積を図り、大気中のPM2.5濃度が国民の健康に与える影響等を適切に評価する必要があるものと考えている。</p> <p>PM2.5に係る環境基準の設定については、当該評価結果や諸外国の知見や規制の動向をも踏まえつつ、その必要性も含めて検討することとしており、検討にはある程度の時間を要すると考えているが、可能な限り、急いでいるところである。</p> <p>< 上記回答後の調整結果 > < 平成18年度までの調査研究等を踏まえ検討 ></p>

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1300027	総務省、環境省	不正軽油対策	5095	50950017	11	東京都	17	不正軽油対策	不正軽油による環境悪化を防止するとともに、流通形態の多様化に伴う脱税、滞納などの問題に対処するため、不正軽油の製造を禁止するなど、抜本的な対策を早急に講じること。		<ul style="list-style-type: none"> 平成16年度の廃棄物処理法の改正では硫酸ピッチの保管基準等の強化等がなされ、平成16年度の地方税改正では、軽油引取税の脱税にかかる罰則の引き上げ及び不正軽油の譲受に関する罰則の創設等が盛り込まれた。 しかし現行法では不正軽油を製造する行為や硫酸ピッチの不法投棄を根絶することは極めて困難である。 	
z1300028	環境省	ディーゼル排出微小粒子の環境基準の設定	5095	50950018	11	東京都	18	ディーゼル排出微小粒子の環境基準の設定	大気汚染の原因であるディーゼル排出微小粒子など微小粒子(PM2.5)について環境基準を設定すること。		<ul style="list-style-type: none"> 微小粒子については、その濃度と呼吸器や循環器系疾患などと強い関連性を示す報告がある。 ディーゼル排出微小粒子のほとんどが微小粒子と言われている。 微小粒子についての環境基準の設定を行うなど、微小粒子状物質等による大気汚染から都民の健康と生命を守る実効性のある対策をとる必要がある。 	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1300019	環境省	廃棄物処理業務の民間委託の推進	廃棄物処理法第4条第1項、第2項、第6条の2第1号、第7条第10項第1号	廃棄物処理法第6条の2第2項に基づき、市町村は、委託基準を遵守して、市町村以外の者に一般廃棄物の処理を委託することができる。	d	—	<p>廃棄物処理法上、市町村は自らが策定する一般廃棄物処理計画に従って、その区域内の廃棄物の収集・運搬及び処分を行わなければならないこととされていることから、一般廃棄物の処理を市町村が自ら実施するか、民間業者に委託するか、許可業者を活用するかについては市町村の裁量に委ねられているものである。ご提案において、廃棄物の内容が複雑多様化しているため、個々の市町村で処理することが困難となり、専門の業者に処理を委託する方が効率的かつ合理的になってきているとあるが、現行においても、市町村は必要に応じてが市町村以外の一定の処理ノウハウを有する者に一般廃棄物の処理業務を委託することが可能である。</p>		<p>・回答では、現行においても、市町村は必要に応じて市町村以外の一定の処理ノウハウを有する者に一般廃棄物の処理業務を委託することが可能とされているが、例えば廃棄物処理法第7条第10項において当該市町村による一般廃棄物の処理が困難であること等が一般廃棄物の処分を業として行おうとする者を許可する際の条件とされているところ、</p> <p>要望内容は、市町村が行っている廃棄物処理業務を公正な競争条件の下で民間業者主体の処理とすることを求めているものであり、原則として民間に委託する方向での具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。</p> <p>上記を踏まえ、新たな対応策が必要である場合には実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。</p>	d		<p>廃棄物処理法施行規則第2条第1号及び第2条の3第1号の規定に基づき、市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う者に対しては、業の許可を取得する必要はないものとされているところである。</p>

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1300019	環境省	廃棄物処理業務の民間委託の推進	5075	50750001	11	(株)北海道企画開発研究所	1	廃棄物処理業務の民間委託の推進	市町村が行っている廃棄物処理業務を民間業者主体の処理に変えるため廃棄物処理法第4条第1項、第2項、第6条の2第1号並びに第7条第10項第1号等の関連規定を改正する。		市町村は、廃棄物処理法の規定に基づき、責任を持って一般廃棄物処理事業を行うこととなっている。しかしながら、現在では、廃棄物の内容が複雑多様化しているため、個々の市町村で処理することが困難となり、専門の業者に処理を委託する方が効率的かつ合理的になってきている。従って、一般廃棄物処理経費(行政経費)を大幅に削減し、民間における新規事業及び雇用の創出を行なうことによって、日本経済の活性化を図るため、一般廃棄物処理事業の民間委託の促進が必要であると考えます。	